

# 造幣局の令和 4 年度の 業務実績に関する評価書

令和 5 年 8 月 25 日  
財務省理財局

様式3－1－1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人造幣局		
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度	
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	財務大臣		
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 山川清徳
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 阪井聰至
3. 評価の実施に関する事項			
評価の実施に当たっては、令和5年6月12日に造幣局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、同年7月18日に有識者からの意見聴取を行った。			
4. その他評価に関する重要事項			
特になし。			

様式3－1－2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		2年度	3年度	4年度	5年度
評定に至った理由	項目別評定は、困難度が高い3項目を含め4項目がA評定、19項目がB評定であり、1項目がC評定であるものの、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、「B」評価とする。	B	B	B	
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度においては、主要事業である貨幣の製造や研究開発、勲章等及び金属工芸品の製造について確実に実施しているほか、期中における貨幣製造枚数の大幅な変更にも迅速に対応し、造幣局に課せられた使命を果たしている。</li> <li>通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを新たに開催するとともに、公式 Instagramを開設し、貨幣や金属工芸品の製造の様子、構内の歴史的な建造物、博物館展示物等の写真やショート動画を掲載するなど、造幣局の業務に対する国民の理解をより深めるために、積極的な広報活動に努めている。</li> <li>貨幣の販売について、新たな顧客層の開拓に資するようアニメやスポーツ関連等の貨幣セットの企画・販売や、鉄道専門誌・女性誌・子育て情報誌等に記念貨幣の広告を掲載するなど、顧客層の拡大に向けた取組みを実施していることは評価できる。</li> <li>他方で、完結した決裁文書の一部を正しい手続きを経ずに差し替えたことによる決裁文書の改ざん（1件）が発生しており、役職員のコンプライアンス意識を醸成・確保する取組み等を一層強化する必要がある。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。</p>				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。</li> </ul>				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・決裁文書の改ざん（1件）が発生しており、今後同様の問題が発生するがないよう、決裁文書の改ざん防止に関する教育など、役職員のコンプライアンス意識を醸成・確保する取組みの一層の強化が求められる。				
その他改善事項	該当なし				
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし				
4. その他事項					
監事等からの意見	<p>○監事ヒアリング（令和5年6月12日）における監事からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期中における貨幣製造枚数の大幅な変更に対して、製造体制の調整など適切に対応し、製造計画を達成したことは評価できる。</li> <li>キャッシュレス化の進展等の環境変化に対応するため、持続的・安定的な業務運営という観点から、中長期的な経営戦略の検討が喫緊の課題と認識している。そのため、将来の組織・事業に関する見通しが不可欠であり、中長期の経営計画の検討が必要と考えている。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月に発生した決裁文書の改ざんについて、決裁の適切な処理・管理に関する意識の徹底が不十分であったことが要因と考えており、電子決裁システムの活用や適正な文書管理の重要性についての周知徹底を図っていくことが必要と考える。</li> </ul>
その他特記事項	<p>○独立行政法人造幣局の業務実績評価に関する有識者会合（令和5年7月18日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人である造幣局の広報活動は、一般的なマーケティングというよりも、パブリックガバナンスの観点から国民への説明責任を果たすために行うべきものであるため、財務大臣の評価においてそうした観点を意識すべきではないか。</li> <li>キャッシュレス化等に伴い今後国内貨幣の需要が減少していくことが予想される中において、2件の外国貨幣受注案件の入札に参加したもの、価格競争の面で受注には至らなかつたことについて、価格競争力で不利であってもデザインや品質等により受注を勝ち取れるよう、技術等を磨いていくことが重要であると考える。</li> <li>新たな顧客層を開拓するための貨幣の販売事業の評価について、独立行政法人である造幣局としては、実施した複数の取組みを例示するほうが望ましいのではないか。</li> <li>光熱水道費や物価高の影響から経費率の項目が目標未達になっている。昨今の情勢変化を考慮すると、前例踏襲せずに事業環境を踏まえた目標を設定すべきである。</li> <li>「コンプライアンスの確保」について、違反等が発生しない仕組み作りも重要であるが、役職員のマインドに依るところも大きいと思う。財務大臣の評価において、役職員の意識の醸成が必要である旨を記載してはどうか。</li> <li>「労働安全の保持」について、発生した事故に係る再発防止の対策を講じるとともに、他の類似工程に対しても再発防止策を展開したことは評価できる。</li> </ul>

様式3－1－3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 年度	3 年度	4 年 度	5 年 度	6 年 度				2 年度	3 年度	4 年 度	5 年 度	6 年 度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>										<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>					
1. 貨幣製造事業	A	A	A			I-1-(1) I-1-(2) I-1-(3) I-1-(4) I-1-(5)		予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B	B			III	
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○					短期借入金の限度額	—	—	—			IV	
(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等	A	A	B					不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—	B	—			V	
(3) 国民に対する情報発信	A	A	A					不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—			VI	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○												
(5) 外国貨幣等の受注、製造	B	B	B												
2. その他の事業	A	A	B												
(1) 獲章等及び金属工芸品の製造等	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○												
(2) 貨幣の販売	A	B	B												
(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務	B	B	B												
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>										<b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b>					
1. 組織体制、業務等の見直し						II-1-(1) II-1-(2)		1. ガバナンス強化に向けた取組							
(1) 組織の見直し	B	B	B					(1) 内部統制に係る取組	B	B	B			VII-1-(1)	
(2) 業務の効率化	B	B	B					(2) コンプライアンスの確保	B	B	C			VII-1-(2)	
								(3) リスクマネジメントの強化	B	B	B			VII-1-(3)	
								(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	B	B			VII-1-(4)	
								(5) 情報セキュリティの確保	B	B	B			VII-1-(5)	
								(6) 警備体制の維持・強化	B	B	B			VII-1-(6)	
								2. 人事管理	B	B	B			VII-2	
								3. 施設及び設備に関する計画	B	B	B			VII-3	
								4. 保有資産の見直し	B	B	B			VII-4	
								5. 職場環境の整備							
								(1) 労働安全の保持	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○			VII-5-(1)	
								(2) 健康管理の充実	B	B	B			VII-5-(2)	
								(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B	B	B			VII-5-(3)	
								6. 環境保全	B	B	B			VII-6	
								7. 積立金の使途	—	—	—			VII-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付している。

※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引いている。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－1	貨幣製造事業							
業務に関連する政策・施策	(財務省) <b>総合目標4</b> 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 <b>政策目標4－1</b> 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 <b>施策4－1－1</b> 通貨の円滑な供給 <b>施策4－1－2</b> 偽造通貨対策の推進 <b>施策4－1－3</b> 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 <b>施策4－1－4</b> 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 <b>施策4－1－5</b> 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号、第2号、第3号、第7号及び第2項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条	
当該項目の重要度、困難度	<b>【重要度：高】</b> I－1－(1)、I－1－(4) <b>【困難度：高】</b> I－1－(1)、I－1－(4)					関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4－1〕 令和4年度行政事業レビューーシート事業番号：2022-財務-21-0023	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
<b>I－1－(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</b>								
故障による通常貨幣製造設備(溶解・圧延設備)の停止時間	停止時間	過去5年平均以下	2年度：64.6時間 3年度：64.5時間 4年度：60.4時間	37.7時間	4.1時間	30.4時間		
【参考】 故障による通常貨幣製造設備(圧穿機、圧印機)の停止件数	停止件数			0件	0件	0件		
製造計画達成度 (%)	製造計画達成度 (%)	100%	100%	100%	100%	100%		
納期達成率	納期達成率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%		
500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留	500円貨幣(%)	過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上	3年度：34.6%		37.7%	38.4%		
			2年度：50.7%	51.1%				
	100円貨幣(%)	過去5年平均以上	2年度：50.7% 3年度：51.1% 4年度：51.5%	52.2%	51.6%	51.6%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429		
売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431		
販売費及び一般管理費（百万円）	4,356	4,138	4,233		
営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664		
営業利益（百万円）	1,224	583	△235		
従事人員数 (各年度4月1日現在)	279人	270人	268人		

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。  
従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。

	10 円貨幣(%)		2 年度：51.5% 3 年度：52.0% 4 年度：52.1%	53.4%	52.0%	54.2%		
保証品質達成率	保証品質達成率(%)	100%	100%	100%	100%	100%		
情報漏えい、紛失・盜難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		
地金の亡失の有無	地金の亡失の有無	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し		
I - 1 - (2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等								
【参考】現金取扱機器の製造事業者等への情報提供	情報交換の実施回数			3 回	3 回	4 回		
【参考】偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供	セキュリティレポートの提出の有無			提出有り	提出有り	提出有り		
【参考】国際協力への対応	対応回数			0 回	0 回	1 回		
I - 1 - (3) 国民に対する情報発信								
【参考】博物館の展示及び特別展示等の充実	博物館来場者数			17,001 人	37,032 人	88,282 人		
	特別展示等の開催・他の展示会への出展回数			2 回	7 回	8 回		
博物館におけるアンケート結果	博物館におけるアンケート結果	5 段階評価で平均評価 3.5 超	3.5	4.3	4.4	4.5		
【参考】ホームページの充実	アクセス数			2,254,202 件	2,254,727 件	2,567,913 件		
	更新回数			1,000 回	1,064 回	1,127 回		
工場見学者アンケート結果	工場見学者アンケート結果	5 段階評価で平均評価 3.5 超	3.5	—	4.4	4.4		
【参考】国民に対する情報発信の充実	出張講演等の実績回数			2 回	3 回	5 回		
I - 1 - (4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発								
研究開発計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合	終了案件に費やした費用に達成度	終了案件に費やした費用	—	(費やした費用) 64 百万円	(費やした費用) 1,127 百万円		

	計が当該費用の合計を上回る	に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る		(費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 101 百万円	(費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 1,529 百万円		
I - 1 - (5) 外国貨幣等の受注、製造							
【参考】 外国貨幣等の受注	受注件数及び受注金額		0 件	1 件 (※)	0 件		
納品達成度	納品達成度 (%)	100%	100%	—	100%	—	
製造代金回収率	製造代金回収率 (%)	100%	100%	—	100%	—	

(※) 受注金額については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 4 号ト及び発注者との取り決めにより非公表。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
			<評定と根拠> 評定：A  「貨幣製造事業」については、全 5 項目中、重要度・困難度の高い「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」及び「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」を含む 3 項目が「A」評価となっているほか、他の 2 項目も「B」評価となっており、いずれも事業計画における所期の目標を達成していると認められる。  以上のことから、「貨幣製造事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成していることに加え、重要度・困難度の高い 2 項目が「A」評価であることを考慮し、「A」と評価する。	評定 A  「貨幣製造事業」については全 5 項目中、重要度・困難度が高い設定をしている「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」を含む 3 項目が「A」評価となっているほか、他の 2 項目も「B」評価となっており、いずれも事業計画における所期の目標を達成している。  令和 4 年度の貨幣の製造については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するとともに、期中における製造枚数の大幅な変更にも迅速に対応し、財務大臣が定めた製造数量の全てを納期までに確実に納品している。  また、通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを新たに開催するとともに、公式 Instagram の開設及び掲載など、造幣局の業務に対する国民の理解をより深めるために、積極的な広報活動に努めている。	評定 A  「貨幣製造事業」については全 5 項目中、重要度・困難度が高い設定をしている「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」を含む 3 項目が「A」評価となっているほか、他の 2 項目も「B」評価となっており、いずれも事業計画における所期の目標を達成している。  令和 4 年度の貨幣の製造については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するとともに、期中における製造枚数の大幅な変更にも迅速に対応し、財務大臣が定めた製造数量の全てを納期までに確実に納品している。  また、通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを新たに開催するとともに、公式 Instagram の開設及び掲載など、造幣局の業務に対する国民の理解をより深めるために、積極的な広報活動に努めている。
貨幣製造事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。					

				<課題と対応> 特になし。	回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	--	--	--	------------------	---------------------------------

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I－1－(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成				
業務に関する政策・施策  （財務省） 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－1 通貨の円滑な供給 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進 施策4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 施策4－1－4 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)			独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号及び第2号 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条	
当該項目の重要度、困難度  【重要度：高】貨幣について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し貨幣を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した貨幣を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を達成するとともに、財務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー			(財務省) 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4－1〕 令和4年度行政事業レビューシート事業番号：2022-財務-21-0023	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
故障による通常貨幣 製造設備(溶解・圧延 設備)の停止時間	停止時間	過去5年 平均以下	2年度：64.6時間 3年度：64.5時間 4年度：60.4時間	37.7時間	4.1時間	30.4時間		
【参考】 故障による通常貨幣 製造設備(圧穿機、圧 印機)の停止件数	停止件数			0件	0件	0件		
製造計画達成度 (%)	製造計画達成度 (%)	100%	100%	100%	100%	100%		
納期達成率	納期達成率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%		
500円貨幣並びに 100円貨幣及び10円 貨幣の一貫工業の歩 留	500円貨幣(%)	過去に同じ 仕様で製造 した500円 貨幣の実績 平均値以上	34.6%		37.7%	38.4%		
		2年度：50.7%	51.1%					
	100円貨幣(%)	過去5年 平均以上	2年度：50.7% 3年度：51.1% 4年度：51.5%	52.2%	51.6%	51.6%		

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429		
売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431		
販売費及び一般管理費 (百万円)	4,356	4,138	4,233		
営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664		
営業利益（百万円）	1,224	583	△235		
従事人員数 (各年度4月1日現在)	279人	270人	268人		

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。  
従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。

	10 円貨幣(%)		2 年度：51.5% 3 年度：52.0% 4 年度：52.1%	53.4%	52.0%	54.2%	
保証品質達成率	保証品質達成率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	
情報漏えい、紛失・盜難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	
地金の亡失の有無	地金の亡失の有無	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
1. 貨幣製造事業 (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 貨幣の製造について、以下の取組を行う。  ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。 これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに財務省との契約を確実に履行する。	1. 貨幣製造事業 (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 純正面一な貨幣を、財務大臣の定める納期までに納品し、貨幣製造計画を確実に達成するため、以下のとおり取り組みます。  ① 製造体制の合理化、効率化を図るため、作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及びE R Pシステムの運用により、期日管理を含めた生産管理体制の一層の充実強化を行います。また、費用対効果を勘案したうえで、事業の継続性を確保するため、計画的に設備投資を行うとともに、効果等の検証を徹底し、製造体制の一層の効率化を図ります。さらに、保守	<その他の指標> ○設備投資の的確な実施  <その他の指標> ○設備の保守点検の的確な実施	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>設備投資に当たっては、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行うこととし、1件1億円以上の案件については、理事会において投資の必要性、金額、投資効果等を事前審議した。設備投資の実施に当たっては、設備投資検証会議において、事前に実施した理事会での検討結果に沿ったものとなっているか検証のうえ実行し、令和5年2月の設備投資検証会議で、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価及び中間報告を実施した。</p> <p>上記のとおり貨幣製造に係る設備投資を的確に行いつつ、全ての製造工程において、設備の操作職員による自主保全、保全部門職員が行う予防保全に重点を置き、以下のとおり設備の維持管理に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の自主点検及び定期的な部品交換等の実施について、保全部門職員と設備の操作職員との相互間で情報を共有し、水平展開を図った。</li> <li>・本支局の保全部門の技術交流会を実施し、技術・情報の共有化を図った。さらに、故障発生時における迅速な対応が可能となるよう、日頃から職員の</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>設備投資に当たっては、理事会や設備投資検証会議において投資効果等を検証したうえで実施した。</p> <p>貨幣の製造については、自主保全及び予防保全の充実に取り組み、生産管理システム及びE R Pシステムの活用による生産管理を徹底したほか、令和3年度に改鑄した500円バイカラー・クラッド貨幣を、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するとともに、作業計画の変更や人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等により、期中ににおける製造枚数の大幅な変更に対応し、財務大臣が定めた製造計画を確実に達成しており、また、納入後の返品も生じていない。</p> <p>設備投資については、理事会において必要性や投資効果等の事前審議を行ったうえで、実施に際しては設備投資検証会議において改めて投資効果等について検証するなど、効果的な取組が行われている。</p> <p>さらに、導入設備の運用にあたっては、設備操作担当及び保全担当の職員間で自主点検結果や定期交換部品に関する情報を日常的に共有する取組が積極的に行われている。</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な貨幣を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>令和4年度の貨幣の製造については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するとともに、期中における製造枚数の大幅な変更にも迅速に対応し、財務大臣が定めた製造計画を確実に達成しており、また、納入後の返品も生じていない。</p> <p>設備投資については、理事会において必要性や投資効果等の事前審議を行ったうえで、実施に際しては設備投資検証会議において改めて投資効果等について検証するなど、効果的な取組が行われている。</p> <p>さらに、導入設備の運用にあたっては、設備操作担当及び保全担当の職員間で自主点検結果や定期交換部品に関する情報を日常的に共有する取組が積極的に行われている。</p>	

	<p>点検を的確に行い、通常貨幣製造に用いる溶解・圧延設備の停止時間や、圧穿機、圧印機の停止件数の抑制を図るなど、設備を安定的に稼働させるよう努めます。</p> <p>また、純正画一な貨幣の製造を行うため、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO 9001を活用し、品質管理体制を充実します。</p> <p>これらの取組を通じて、貨幣を安定的かつ確実に製造し、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成します。</p> <p>さらに、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施し、500円貨幣の歩留の実績が過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上、100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留の実績が過去5年平均以上となるよう取り組みます。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○品質管理の改善に向けた取組</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○故障による通常貨幣製造設備(溶解・圧延設備)の停止時間(過去5年平均以下)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○故障による通常貨幣製造設備(圧穿機、圧印機)の停止件数(参考指標：停止件数)</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○製造計画達成度(100%)</p> <p>○納期達成率(100%)</p>	<p>技能向上に努める一方で、過去の故障実績を基に故障が多い箇所や部品の抽出を行い、操業上重要な予備部品の事前調達を徹底した。</p> <p>生産管理システム及びERPシステムを活用し、工程ごとの製造作業等の進捗状況や在庫数量に係るデータをロット単位等で細かく収集・分析することにより、生産管理を徹底した。また、ISO 9001を活用し、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に行うなど、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行い、外注材料についても業者への適切な指導を行うことにより品質管理の徹底に努めた。</p> <p>(注) ERP Enterprise Resource Planningの略で、企業全体の経営資源を有効かつ総合的に計画・管理し、経営の効率化を図るための手法・概念を指す。</p> <p>(注) ISO 9001 国際標準化機構（ISO）が策定した品質に関するマネジメントシステム規格。顧客や社会などが求めている品質を備えた製品やサービスを供給者が常に届けるための仕組みについて規定している。</p> <p>設備投資を的確に行いつつ、上記の「設備の保守点検の的確な実施」に記載のとおり、自主保全及び予防保全に努め、故障の低減に取り組んだ結果、故障による溶解・圧延設備の停止時間については30.4時間となり、過去5年平均60.4時間を下回った。</p> <p>また、故障による圧穿機、圧印機の停止件数については、始業・終業点検及び法定点検（動力プレス機械特定自主検査）を確実に行った結果、引き続き、0件となった。</p> <p>令和4年度においては、令和3年度に改鋳した500円バイカラー・クラッド貨幣を、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造し、納品した。また、その他の貨種についても確実に製造し、納品した。</p> <p>記念貨幣については、沖縄復帰50周年記念一万円金貨幣、同千円銀貨幣及び鉄道開業150周年記念千円銀貨幣を確実に製造し、納品した。</p> <p>以上を含め、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、作業計画の変更や人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等により、期中における製造枚数の大幅な変更に迅速に対応し、財務大臣の定める貨幣製造計画に従って6億2,774.8万枚の貨幣を確実に製造し、納品した。</p>	<p>大臣の定める貨幣製造計画に従って6億2,774.8万枚の貨幣を製造し、計画を達成したこと、また、納入後の返品がなかったことは高く評価できる。</p> <p>自主保全及び予防保全に努め、故障の低減に取り組んだ結果、故障による溶解・圧延設備の停止時間は目標である過去5年平均を下回り、故障による圧穿機、圧印機の停止はなかった。</p> <p>500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留については、各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めた結果、目標である過去5年の平均値等を上回った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ製造計画の変更に対応できる柔軟で機動的な体制を維持した結果、令和4年7月、令和4年8月及び令和4年12月、計3回の貨幣製造契約の変更に的確に対応した。</p> <p>情報及び物品の管理を万全に行い、情報漏えい、</p>	<p>500円貨、100円貨及び10円貨の一貫工業の歩留については、日々の状況把握及び分析、フィードバックのPDCAサイクルを着実に運用した結果、目標となる基準値を達成している。</p> <p>また、情報及び物品の管理徹底に取り組んだ結果、情報の漏えいや物品の紛失・盗難、地金の亡失は生じていない。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については、困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
--	---	--	---	---	--

			<p>なお、2025年日本国際博覧会記念貨幣に関しては、機動的な人員体制によって、確実な製造に対応すべく取り組んでいる。</p> <p>財務大臣の定めた令和4年度の貨幣製造計画並びに令和3年度及び令和4年度の製造実績は、別紙1表1を参照。</p> <p>歩留については、日々における各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めた結果、500円バイカラー・クラッド貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留は、それぞれ38.4%、51.6%、54.2%となり、500円バイカラー・クラッド貨幣は過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値34.6%、100円貨幣及び10円貨幣はそれぞれの過去5年の平均値51.5%、52.1%を上回った。</p> <p>(参考) 500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の各工程歩留は、別紙1表2を参照。</p> <p>ISO9001の活用による品質管理の徹底に努めた結果、局内試験規程に基づく検査及び財務省へ貨幣を納品する際に行われる財務局による検査において全ての貨幣が合格し、納品後の返品はなかった。</p> <p>また、令和4年11月に実施された第151次製造貨幣大試験において、執行官である宮本財務大臣政務官より令和3年度及び令和4年度製造の通常貨幣及び記念貨幣について、「基準を満たし、適正」である旨の執行結果確認宣言が行われた。</p> <p>令和4年9月に、令和3年5月又は9月に製造し財務省に納品した500円バイカラー・クラッド貨幣の中に、6枚の超過が発見された事案に対して、貨幣製造契約に基づき、契約の履行に際し契約不適合があったことを令和4年12月に財務省大臣官房会計課長に申し出るとともに、工程毎に詳細に確認・調査を行い、令和3年11月に発見された事案と同様の原因である可能性が高いことが判明した。なお、対策は当該事案が判明した令和3年度中に既に講じている。今後も講じた対策の徹底に努める。</p> <p>貨幣製造計画に対応した作業量に応じて、貨幣極印製造工程から通常貨幣製造工程及び通常貨幣製造工程からプレミアム貨幣製造工程へ配置換するなど、人員配置を柔軟かつ機動的に行った。</p> <p>このほか、現場職員が外部研修や作業を遂行する中で、熟練した職員が指導者となって行うOJT(職場内教育)及び本支局間の技術交流により、専門知識の習得及び技術の向上を図る等、製造計画の変更に対応できる機動的な体制の整備に努め、令和4年7月、令和4年8月及び令和4年12月、計3回の貨幣製造契約の変更に的確に対応した。</p>	<p>紛失・盗難の発生はなく、地金の亡失もなかった。</p> <p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められるに加え、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	---

<p>② 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保するとともに、具体的な事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>さらに、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施する。</p>	<p>② 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟で機動的な製造体制を確保し、当初予見し難い製造計画の変更等にも的確に対応します。</p> <p>③ 国民や社会からの信頼を維持するため、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。</p> <p>また、財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、万全の注意を払い、適切な管理及び確実な保管を行い、保管地金の亡失ゼロを維持します。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>貨幣の製造に当たっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、貨幣に対する信頼に深刻な影響を与えるかねないものであることから、電子情報については、外部とは遮断された専用のネットワーク・システムを使用し、また、文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管する等、万全の管理を行った。</p> <p>また、製造工程においては、工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、工場等への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、製造工程内の物品の管理を行った。</p> <p>上記の事項を確実に実行したことにより、情報漏えい、紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>財務大臣から保管を委託された貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、次の事項を確実に実行し、地金保管に万全を期した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地金保管庫等における施錠・警報装置の確認及び個人認証システム等により入退室者をチェックすること。</li> <li>・ 日々の地金の出入庫を常に帳票等で把握し、受払いごと及び月末に保管地金の在庫確認を行うこと。</li> <li>・ 財務省（財務局）により毎月及び年度末に実施される保管地金の確認検査に合格すること。</li> </ul> <p>上記の事項を確実に実行したことにより、保管地金の亡失はなかった。</p>		
---	---	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－1－(2)	通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等			
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－2 通貨偽造対策の推進 施策4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第3号及び第7号
当該項目の重要度、困難度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4－1〕 令和4年度行政事業レビューシート事業番号：2022-財務-21-0023

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】現金取扱機器の製造事業者等への情報提供	情報交換の実施回数			3回	3回	4回		
【参考】偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供	セキュリティレポートの提出の有無			提出有り	提出有り	提出有り		
【参考】国際協力への対応	対応回数			0回	0回	1回		

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等  ① 貨幣の偽造抵抗力の強化を図るために方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一緒に貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行う。加えて、国家的な記念事業に相応しい記念貨幣の発行に向けて必要な調査・検討を行い、通貨当局に協力する。	(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等  ① 国内外における貨幣の動向について調査を行い、貨幣の偽造抵抗力の強化を図るために方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めます。これらの取組により、通貨当局と一緒に貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行います。  さらに、記念貨幣の発行に向けては、国家的な記念事業に相応しい素材、卓越したデザイン等の必要な調査・検討を行い、通貨当局へ協力します。	<その他の指標> ○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化  <その他の指標> ○現金取扱機器の製造事業者等への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数）	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1. 偽造防止技術に関する検討等</p> <p>偽造貨幣が発生した際の緊急改鑄への対応も想定しつつ、次期改鑄に向けた仕様の検討に備え、偽造防止技術の実用化時期等について引き続き検討を行った。</p> <p>また、流通貨幣の汚損・摩耗等の状況を把握するため、品質調査を行った。</p> <p>令和4年4月のMDC技術委員会のオンライン会議並びに同年11月に実地開催されたIMD技術委員会及びアセアン造幣局技術会議への参加を通じ、偽造の防止等について各造幣局等と情報交換を行った。</p> <p>また、令和4年5月にMDCオンラインフォーラムに、同年6月にMDCオンラインタスクフォースに参加し、偽造動向や貨幣全般に係る情報を収集したほか、令和4年6月にオンラインで実施されたMDC内部会議(各造幣局長による会合)に参加した。</p> <p>(注) MDC、IMDN、IMD技術委員会</p> <p>MDCは、Mint Directors Conferenceの略で、世界造幣局長会議を表す。当該会議は加盟各国の造幣局の他、オブザーバーで参加の造幣局、各国の貨幣製造設備メーカー、自動販売機メーカー等が出席する国際会議である。令和4年6月のMDC内部会議において、MDCの名称をIMDN(International Mint Director Networkの略で、国際造幣局ネットワークを表す)に変更することが決定され、MDC技術委員会はIMD技術委員会に名称変更された。</p> <p>また、令和4年10月にオランダで開催されたコインカンファレンスや、同年11月に韓国で開催された蔚山マネーフェア、令和5年2月にドイツで開催されたベルリン・ワールド・マネーフェアに参加し貨幣全般に係る情報を収集するとともに、令和4年10月にオランダ造幣局、フランス造幣局及びポルトガル造幣局を、令和5年1月にイギリス造幣局をそれぞれ訪問し、情報交換を行った。</p> <p>2. 現金取扱機器の製造事業者等への情報提供</p> <p>令和4年7月及び9月に一般社団法人日本自動販売システム機械工業会に対し次期改鑄に備えた試作品を閲覧する機会を設け、報告会を実施した。また、令和5年1月及び3月に意見交換会を実施した。</p> <p>(参考) 現金取扱機器の製造事業者等との情報交換の実施回数：4回</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出については、国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び研究開発の成果等についての報告書を令和4年12月に提出し、目標を達成した。</p> <p>偽造抵抗力の強化については、将来の改鑄に備えた検討を行い、貨幣選別機・包装機等を製造している企業(又は関連する団体)と意見交換するなど、偽造抵抗力の高い貨幣の製造技術の練磨を図った。</p> <p>鉄道開業150周年記念貨幣及び2025年日本国際博覧会記念貨幣(第一次発行)について、デザイン検討会の意見を踏まえて制作するなど、発行に向けた取組を推進している。</p> <p>さらに、現金取扱機器の製造事業者等に対する情報提供も引き続き実施している。</p> <p>なお、令和4年度の国際協力については、要請があったフランス造幣局からの視察を受け入れている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>偽造抵抗力の強化を図るために方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。</p> <p>国内外の貨幣の流通状況や偽造動向について、通貨当局への情報提供を行ったか。</p> <p>外国の通貨関連機関等からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>国内外の貨幣の流通状況や偽造動向については、国際会議等への参画や各種調査を通じて情報収集を積極的に行っており、その成果はセキュリティレポート等の提出や意見交換により通貨当局と共有されている。</p> <p>鉄道開業150周年記念貨幣及び2025年日本国際博覧会記念貨幣(第一次発行)について、デザイン検討会の意見を踏まえて制作するなど、発行に向けた取組を推進している。</p> <p>さらに、現金取扱機器の製造事業者等に対する情報提供も引き続き実施している。</p> <p>なお、令和4年度の国際協力については、要請があったフランス造幣局からの視察を受け入れている。</p>

	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力</p>	<p>3. 記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力</p> <p>(1) 記念貨幣の発行に向けた調査・検討</p> <p>鉄道開業150周年記念貨幣及び2025年日本国際博覧会記念貨幣（第一次発行）の発行に向けて、貨幣の種類、仕様及び技術等について検討を行い、通貨当局への協力を行った。</p> <p>記念貨幣に関して、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、形式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、以下のとおり調査・検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通信販売での貨幣セットの購入者に対して実施したアンケートの中で、記念貨幣に対する国民の意向把握に努めた。</li> <li>② 貨幣セットの購入申込数が販売予定数を上回った場合に実施する抽選会の機会を捉えて、抽選の立会者として選出した購入申込者等との懇談会を開催し、記念貨幣に対する購入者の意向把握に努めた（令和4年度は計4回開催）。</li> <li>③ 以下の機会を通じて、諸外国における記念貨幣の発行状況等について情報を収集した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度中に、フランス造幣局及びアメリカ造幣局並びにアメリカ、ドイツ及び韓国のディーラーとの会議をオンライン・実地合わせて計32件実施した。</li> <li>・ 令和4年11月に開催された蔚山マネーフェアに参加した。</li> <li>・ 令和4年11月にオンラインで開催された北京国際銭幣博覧会に参加した。</li> <li>・ 令和5年2月に開催されたベルリン・ワールド・マネーフェアに参加した。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 記念貨幣に相応しい卓越したデザインについての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外部専門家からの指導</li> </ul> <p>鉄道開業150周年記念貨幣及び2025年日本国際博覧会記念貨幣（第一次発行）のデザインについて、我が国を代表する芸術家によるデザイン検討会の意見を踏まえて制作した。</p> <p>さらに、3Dモデリングソフトを駆使した高度なデザインデータの作成能力を向上させるための外部研修や、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となって行うOJT（職場内教育）による習熟度の向上に取り組んだ。</p> <p>貨幣のデザインに加えて、これらの貨幣を収納するパッケージなど数多くのデザインを制作しており、令和4年度におけるデザイン</p>	<p>偽造動向や貨幣全般に係る情報収集及び通貨当局への情報提供については、市中流通貨の直径・汚損度等に関する品質調査を実施した。また、厳格な情報管理のもとで真偽鑑定を実施し、その結果得られた偽造貨幣に関する情報を財務省に報告しております、重要な情報を提供したといえる。</p> <p>外国の貨幣関連機関への訪問等については、IMD技術委員会への参加やオランダ造幣局及びフランス造幣局への訪問等を通じて積極的に情報収集を行い、財務省への情報提供を行った。</p> <p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等」については、全ての定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	---	---

<p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、貨幣の流通状況及び貨幣の偽造動向の調査、外国の貨幣関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局へ的確に情報提供等を行う。</p>	<p>② 国際的な広がりを見せる通貨偽造等の課題に対応していくため、迅速かつ確実な真偽鑑定を実施できる体制の維持を図ります。また、緊急改鑄への対応も想定しつつ、外国の貨幣関連機関と積極的に連携や情報交換を行い、偽造の抑止等に取り組みます。</p> <p>さらに、世界造幣局長会議をはじめとした国際会議への参加や外国の貨幣関連機関への訪問等を通じて、偽造動向や貨幣全般に係る情報を積極的に収集し、通貨当局へ的確に情報提供を行います。なお、国内外における貨幣の偽造動向・技術情報及び研究開発の成果等についての報告書(セキュリティレポ</p>	<p>業務も多岐にわたったが、担当職員は我が国を代表する芸術家による意見・指導を受けながら意欲的に業務に取り組んだ。</p> <p>② 國際コイン・デザイン・コンペティションの開催</p> <p>平成10年より、貨幣デザインの芸術性の向上に寄与することを目的に、造幣局で國際コイン・デザイン・コンペティション（ICDC）を開催しており、最優秀作品に選ばれたデザインについては、造幣局においてメダルを製造し、販売している。</p> <p>最優秀作品を含むICDCへの応募作品に触ることは、工芸職員にとって良い刺激となっている。</p> <p>ICDC 2022の応募状況及び結果は、以下のとおり。</p> <p>(応募状況)</p> <p>部門別作品数</p> <p>一般部門：8か国 31作品</p> <p>学生部門：2か国 331作品</p> <p>(結果)</p> <p>一般部門：最優秀賞（1点）、優秀賞（1点）、佳作（3点）</p> <p>学生部門：フューチャー賞（1点）、奨励賞（4点）</p> <p>一般・学生部門：審査委員特別賞（1点）</p> <p>4. 貨幣の動向に関する調査</p> <p>通貨行政に寄与するため、国内外における貨幣の動向等について調査等を行うとともに、その成果について財務省へ提供した（国内1件、国外19件）。また、通貨関係当局及び捜査関係当局との連絡会議に出席する、通貨関係の国際会議に参加するなど、財務省と連携して、国内外の通貨関係当局等と、偽造貨幣の動向や対策、貨幣製造技術等について、積極的に情報交換を行った。</p> <p>(1) 国内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽造貨幣の流通を防止するための環境整備について検討を進めべく、市中に流通している貨幣について汚損・磨耗等の状況を把握するため、市中流通貨の直径・汚損度等に関する品質調査を実施した。</li> <li>・真偽鑑定については、造幣局研究所において厳格に情報を管理しつつ、具体的には、研究管理課が真偽鑑定の依頼受付、鑑定業務の進行管理、依頼元への報告を行い、試験鑑定課が真偽鑑定の作業を実施することにより、迅速かつ確実に実施できる体制を維持しており、日本銀行及び警察関係機関その他取締機関から、市中に流通する貨幣で汚損しているものも含めて真偽鑑定の依頼を受けた際には、適切に鑑定を行った。その結果、得られた偽造貨幣に関する情報については財務省に報告を行った（1件）。</li> </ul> <p>このほか、国内外の捜査当局等から要請があれば担当職員を現地に派遣する等、協力体制を整えている。</p>	
--	--	---	--

	ート)については、通貨当局の要望に沿って作成し、期日までに通貨当局へ確實に提出します。		<p>(2) 国外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月のMDC技術委員会のオンライン会議、5月のMDCオンラインフォーラム、同年6月のMDCオンライン内部会議、同年10月のコインカンファレンス及び同年11月のIMD技術委員会・ ASEAN造幣局技術会議に参加し、貨幣全般に関する情報の収集を行い、得られた情報を財務省に提供した（5件）。</li> <li>・令和4年10月のオランダ造幣局・フランス造幣局、令和5年1月のイギリス造幣局の訪問記録を財務省に提供した（2件）。</li> <li>・令和4年11月の韓国蔚山マネーフェア、令和5年2月のベルリン・ワールド・マネーフェアに参加し、概要を財務省に提供した（2件）。</li> <li>・MDC事務局が発行していた「Mint Industry Community」、IMDN内に設置されたMDA（Mint Directors Associationの略で、造幣局長協会を表す）が発行する「Mint Edition」の内容について、財務省に提供した（計10件）。</li> </ul> <p>5. セキュリティレポート</p> <p>国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び研究開発の成果等についての報告書（セキュリティレポート）を、通貨当局の要望に応じて作成し、貨幣製造契約において定められた期日（令和4年12月末）までに財務省に提出した。</p> <p>6. 國際協力への貢献</p> <p>國際協力に貢献するため、諸外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れることとしている。令和4年4月に、フランス造幣局CEOのさいたま支局視察を受け入れた。</p>	
③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れることにより、国際協力に貢献する。	③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れるなど、国際協力に貢献します。	<その他の指標> ○国際協力への対応（参考指標：対応回数とその内容）		

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I－1－(3)	国民に対する情報発信				
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4－1〕 令和4年度行政事業レビューシート事業番号：2022-財務-21-0023

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】博物館の展示及び特別展示等の充実	博物館来場者数			17,001人	37,032人	88,282人		
	特別展示等の開催・他の展示会への出展回数			2回	7回	8回		
博物館におけるアンケート結果	博物館におけるアンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.3	4.4	4.5		
【参考】ホームページの充実	アクセス数			2,254,202件	2,254,727件	2,567,913件		
	更新回数			1,000回	1,064回	1,127回		
工場見学者アンケート結果	工場見学者アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	—	4.4	4.4		
【参考】国民に対する情報発信の充実	出張講演等の実績回数			2回	3回	5回		

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
			業務実績		自己評価										
(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、造幣局に対する理解や貨幣に対する信赖を深める。また、貨幣に対する关心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。	(3) 国民に対する情報発信 国民各層に広く、造幣局の事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、内容についてよりわかりやすいものとなるようホームページ、博物館の展示及び特別展示等の充実に取り組みます。  また、感染症対策を徹底した上での工場見学の受入れ、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供するほか、貨幣に対する关心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。なお、博物館及び工場見学においては、来場者からのアンケート結果の評価が5段階評価で平均して3.5を超える結果となるよう取り組みます。	<その他の指標> ○ホームページの充実(参考指標: アクセス数、更新回数)  <その他の指標> ○博物館の展示及び特別展示等の充実(参考指標: 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数)	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1. ホームページの充実 造幣局ホームページにおいて貨幣の特徴、販売ニュース等各種情報の発信をするほか、造幣局の事業に関する最新情報を掲載し、令和5年1月にはホームページをリニューアルすることにより、その内容もより分かりやすく魅力的なものとなるよう取り組んだ。 具体的な実施状況は、次のとおり。</p> <p>(1) アクセス数 令和4年度においては、記念貨幣や各種イベントに関する情報を中心に随時発信するなど、ホームページへの誘導手段に活用した結果、令和4年度における造幣局ホームページのアクセス件数は、2,567,913件であった。</p> <p>(参考) 造幣局ホームページのアクセス件数(訪問者数) (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,216,730</td> <td>4,530,719</td> <td>2,254,202</td> <td>2,254,727</td> <td>2,567,913</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) アクセス件数(訪問者数)は、同一の人が1か月の間に複数回アクセスしても、1件としてカウントしている。</p> <p>(2) 更新回数 令和4年度においては、貨幣セットの通信販売等のお知らせ等を掲載する等、1,127回更新し、造幣局の事業の最新情報を迅速に提供した。 ホームページの更新回数内訳については、別紙2表1参照。</p> <p>2. 博物館の展示及び特別展示等の充実 令和4年度においては、江戸時代の貨幣や造幣局創業期に関する特別展を開催した。加えて、造幣局公式YouTubeチャンネルにおいて、特別展の内容解説動画を配信した。 また、造幣博物館、造幣さいたま博物館及び造幣広島展示室では、引き続き障害者の方への配慮(筆談ボードの設置、手話によるコミュニケーション等)を実施した(造幣広島展示室は筆談ボードの設置のみ)。</p>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	3,216,730	4,530,719	2,254,202	2,254,727	2,567,913	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定:A  令和4年度は新たに造幣局公式Instagramを開設し、貨幣や金属工芸品の製造の様子、構内の歴史的な建造物、博物館展示物等の写真やショート動画を掲載するとともに、造幣局公式YouTubeチャンネルにおいては、貨幣や勲章、金属工芸品、貨幣セットの製造工程や造幣博物館の特別展を紹介する動画、更にテレビで活躍する気象予報士が桜の通り抜けの様子を紹介する動画等を配信するなど、若年層を含めた多様な年齢層に対してデジタル空間を介した情報発信強化の取組を推進したことは高く評価できる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止策を適切に講じつつ、造幣博物館、造幣さいたま博物館及び造幣広島展示室の開館や、工場見学の積極的な受入、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント及び出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を大きく上回る成果を得ていることに加え、公式Instagramの開設及び掲載による情報発信の充実に係る取組が評価できることから、「A」評価とする。</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 造幣局に対する理解や貨幣に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 博物館については、新型コロナウイルス感染拡大防止策を適切に講じたうえで開館を継続し、工場見学についても積極的に受け入れており、博物館の来場者及び工場見学者からのアンケート結果において、いずれも所期の定量目標を上回る成果(それぞれ129%、126%)を挙げている。加えて、通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを新たに開催するなど、積極的な取組が実施されている。</p> <p>また、令和5年1月に造幣局ホームページをリニューアルし、内容についてより分かりやすく魅力的なものとなるよう取り組んでいる。</p> <p>さらに、公式Instagramを開設し、貨幣や金属工芸品の製造の様子、構内の歴史的な建造物、博物館展示物等の写真やショート動画を掲載するとともに、公式YouTubeチャンネルにおいても引き続き情報発信を行っており、造幣局の業務に対する国民の理解をより深めるために、若年層を含めた多様な年齢層に対して積極的な広報活動に努めていることは評価できる。</p> <p>博物館におけるアンケート</p>
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度											
3,216,730	4,530,719	2,254,202	2,254,727	2,567,913											

博物館来場者数及び特別展示等の開催・出展回数は以下のとおり。

(1) 博物館来場者数

博物館については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公益財団法人日本博物館協会が定めた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた感染防止策を講じたうえで開館した結果、令和4年度の造幣博物館等入館者数は、88,282人となった。

(参考) 過去5年間の造幣博物館等の入館者数

(単位：人)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
造幣博物館	89,724	78,360	7,439	13,020	32,684
造幣さいたま博物館	54,366	65,107	8,742	22,787	53,210
造幣広島展示室	26,890	32,488	820	1,225	2,388
合計	170,980	175,955	17,001	37,032	88,282

(2) 特別展示等の開催・出展回数

造幣博物館等の収蔵品を広く国民に紹介するため、各種の特別展を開催した。

令和4年度においては、8回（3局合同1回、本局3回、さいたま支局3回、広島支局1回）実施した。

特別展示等の開催実績については、別紙2表2参照。

3. 工場見学やイベント等を通じた情報発信

工場見学やイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、国民に対する情報発信の充実に取り組んだ。

具体的な実施状況は、次のとおり。

(1) 造幣局の事業や貨幣に関する情報提供

①製造貨幣大試験及び記念貨幣打初め式の実施

- 令和4年4月25日に沖縄復帰50周年記念貨幣打初め式を実施した。
- 令和4年10月4日に鉄道開業150周年記念貨幣打初め式を実施した。
- 令和4年11月14日に第151次製造貨幣大試験を実施した。

②メディアを通じた情報発信

結果は4.5、工場見学者アンケート結果は4.4であり、いずれも年度目標の3.5を上回っており、来場者から高い評価を受けている。

以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることに加え、令和4年度は造幣局公式Instagramを開設したほか、造幣局公式YouTubeチャンネルで貨幣や勲章の製造工程等の動画を配信するなど、若年層を含めた多様な年齢層に対してデジタル空間を介した情報発信強化の取組を推進していることを踏まえ、「A」と評価する。

<課題と対応>

特になし。

引き続き、外部からの造幣局の事業や記念貨幣の発行等の貨幣に関する取材依頼、情報提供・資料提供依頼に対しては、積極的に協力し、情報発信を行った。

③国民と直接触れ合う機会の提供

i ) 工場見学の受入

工場見学（ガイドツアー）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下の期間において中止（さいたま支局においては自由見学のみ実施）した。

受入期間中は、感染防止対策を講じたうえで、1回10名以内の人数制限を行ったところ、令和4年度における本支局全体の工場見学者数は、42,096人となった。

・本局（大阪市）

令和4年1月18日から令和4年5月9日まで新規受付中止。

・さいたま支局（さいたま市）

令和4年1月19日から令和4年5月9日まで新規受付中止。

・広島支局（広島市）

令和4年1月12日から令和4年5月16日まで中止。

(参考) 過去5年間の工場見学者数

(単位：人)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
本局	30,394	31,296	44	685	4,772
さいたま支局	40,521	46,706	4,566	11,274	36,408
広島支局	7,708	6,371	0	88	916
合計	78,623	84,373	4,610	12,047	42,096

ii ) 桜の通り抜け等のイベント

令和4年度においては、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供するために、桜の通り抜け（本局）、桜のさんぽ道（さいたま支局）、花のまわりみち（広島支局）及び造幣さいたまサンクスフェア（さいたま支局）について、感染防止策を講じたうえで開催した。

iii) その他のイベント

		<p>造幣局の事業や記念貨幣の発行を広く国民に周知し、理解を深めていただく機会として、お金と切手の展覧会（盛岡展）（令和4年8月17日～22日）を、感染防止策を講じたうえで3年ぶりに開催した。また、横浜市で開催されたモノづくりキッズパーク（令和4年7月30日）や佐賀市で開催されたさが維新まつり（令和4年10月23日）など、外部で開催されたイベントにも積極的に出展した。</p> <p>本局において、「大人の工場見学会」と題して、通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを開催した（令和5年3月17日）。</p> <p>造幣広島展示室において、仕事帰りの保護者がお子様と工場見学できるよう、「工場見学ナイトツアー」を開催した（令和4年8月19日、9月9日、10月28日、11月18日、12月23日、令和5年1月13日及び2月3日）。</p> <p><b>④SNSでの発信の強化</b></p> <p>令和4年12月に造幣局公式Instagramを開設し、貨幣や金属工芸品の製造の様子、構内の歴史的な建造物、博物館展示物等の写真やショート動画を掲載した。</p> <p>令和3年度に開設した造幣局公式YouTubeチャンネルにおいては、貨幣や勲章、金属工芸品、貨幣セットの製造工程や造幣博物館の特別展を紹介する動画、更にテレビで活躍する気象予報士が桜の通り抜けの様子を紹介する動画等を制作し、配信した。</p> <p>また、造幣局Facebookにより、記念貨幣・貨幣セットの受付開始情報等の情報発信を行った。</p> <p>さらに、博物館ブログにおいては、造幣博物館の展示品等に関する情報を発信した。</p> <p><b>⑤報道機関等からの取材等への協力</b></p> <p>報道機関等からの取材、資料提供の要請について、可能な限り対応した。</p> <p>これにより、イベント（桜の通り抜け、桜のさんぽみち、花のまわりみち、さいたまサンクスフェア、造幣博物館特別展等）開催の報道（新聞掲載、テレビ放送多数）のほか、NHK「英雄たちの選択」、「チコちゃんに叱られる」、フジテレビ「林修のニッポンドリル」、「世界の何だコレ!?ミステリー」、TOP CONNECT株「小学生新聞」等に取り上げられた。</p> <p><b>(2) 出張講演等の実績回数</b></p> <p>造幣博物館等に収蔵されている貨幣（和同開珎から大判・小判等</p>	
		<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○国民に対する情</p>	

		<p>報発信の充実 (参考指標：出張講演等の実績回数)</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</li> <li>○工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</li> </ul>	<p>の古銭）や造幣局が製造してきた貨幣及びお金にまつわる話について、職員が依頼先に出向く等して講演を行っており、令和4年度においては依頼のあった5回（本局3回、さいたま支局2回）全てにおいて講演を実施し、好評を博した。</p> <p>(参考) 出張講演等の回数及び参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11回</td><td>4回</td><td>2回</td><td>3回</td><td>5回</td></tr> <tr> <td>525人</td><td>190人</td><td>67人</td><td>75人</td><td>114人</td></tr> </tbody> </table> <p>4. 来場者アンケート結果</p> <p>各種取組の成果を検証するとともに、来場者の要望を把握し、今後の博物館の展示等の参考とするため、来場者からのアンケートを実施した。アンケートを実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に導入したアンケートはがきをリーフレットに組み込み配布したほか、QRコードを引き続き活用した。</p> <p>博物館の来場者からのアンケート結果の評価は5段階評価で、造幣博物館4.5、造幣さいたま博物館4.4、造幣広島展示室4.6、全体としては4.5であった。</p> <p>また、工場見学者からのアンケート結果の評価は5段階評価で、本局4.5、さいたま支局4.3、広島支局4.6、全体としては4.4であった。</p>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	11回	4回	2回	3回	5回	525人	190人	67人	75人	114人	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度															
11回	4回	2回	3回	5回															
525人	190人	67人	75人	114人															

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－1－(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発			
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】貨幣の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】貨幣への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4－1〕 令和4年度行政事業レビューシート事業番号：2022-財務-21-0023

2. 主要な経年データ									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429		
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用	—	(費やした費用) 64百万円	(費やした費用) 1,127百万円	(費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 101百万円	(費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 1,529百万円	売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431		
									販売費及び一般管理費（百万円）	4,356	4,138	4,233		
									営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664		
									営業利益（百万円）	1,224	583	△235		
									従事人員数（各年度4月1日現在）	849人	844人	854人		

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、貨幣の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。 その他、将来的なバイカラー・クラッド貨幣の回収増に備え、貨幣の原材料として活用する手法の検討等を行う。	(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 貨幣の偽造防止技術等の研究開発については、偽造抵抗力の強化等に向けて、民間から導入可能な技術及び費用対効果も十分勘案した上で、貨幣の偽造抵抗力の強化に資する独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進めます。このため、令和4年度研究開発計画を策定し、当該計画に沿った効率的かつ効果的な研究開発の推進に取り組みます。 研究開発の実施に際しては、研究開発管理会議において、研究テーマ毎の実施内容、期間等の妥当性について、事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、研究開発終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回るよう取り組みます。また、研究開発評価会議において、経費を含めた研究成果の評価について検証を行い、その結果を翌年度の研究開発計画に適切に反映させることで、研究開発の質の向上に取り組みます。 さらに、研究成果について	<主な定量的指標> ○研究開発計画の策定の有無  <その他の指標> ○事前・中間・事後評価の適切な実施 ○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映 ○バイカラー・クラッド貨幣を貨幣の原材料として活用する手法の検討	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1. 研究開発の実施 研究開発等については、令和元年度から令和5年度までにおける「調査及び研究開発の基本計画」に基づき、令和4年3月16日に「令和4年度研究開発計画」を策定した。 令和4年度研究開発計画では、新しい偽造防止技術の研究開発1件、貨幣製造技術の向上に寄与する新製品開発を伴う研究開発2件及び各事業分野の技術力向上に寄与する研究開発4件、計7件の研究テーマを設定した。これらの研究テーマについては費用対効果を勘案して効率的、効果的に実施するため、研究テーマごとの予算管理を行った。また、高度な偽造防止技術等の種を見出すため、あらゆる分野の最新技術について幅広い分野の事前調査を行った。さらに、独自の偽造防止技術を高度化するため、各研究テーマにおいて当局固有のノウハウの蓄積に努めた。</p> <p>2. 評価の実施及び評価結果の反映 (1) 評価の実施 策定した令和4年度研究開発計画に基づき費用対効果を勘案した予算管理を行い、7件の研究テーマに取り組み、その事前・中間・事後評価について、外部技術アドバイザー（2人）及び本局各部・支局代表も参画し、以下のとおり実施した。 ①事前評価（令和4年5月） 第1回研究開発管理会議において、研究目標・研究手法の妥当性、さらに研究計画の妥当性について事前評価を実施した。 ②中間評価（令和4年10月） 第2回研究開発管理会議において、研究開発の進捗状況及び研究手法の妥当性について中間評価を実施し、問題点への対処策を検討した。 ③事後評価（令和5年1月） 第3回研究開発管理会議において、研究開発計画に基づく進捗目標・研究手法の妥当性について事後評価を実施し、具体的な成果と次年度への研究継続の是非について確認し、予定（計画）どおり進めることで了承された。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等については、研究開発の基本計画に基づき、研究開発計画を策定し、7件の研究テーマを設定した。研究テーマについては、費用対効果を勘案して効率的、効果的に実施するため、研究テーマごとの予算管理を行った。各研究テーマについては、研究開発管理会議において事前、中間、事後の評価を行い、研究開発評価会議において評価が翌年度の研究開発計画に適切に反映されているかの検証等を行ったうえで、翌年度の研究開発計画を策定した。また、高度な技術の種を見出すための幅広い分野の事前調査を行うとともに、独自の偽造防止技術を高度化するためのノウハウの蓄積に努めた。</p> <p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 研究開発にかかる計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 研究開発については、策定した研究開発計画に沿って7件の研究テーマ毎に予算管理を行いつつ、着実に進めている。 研究開発の実施に際しては、外部技術アドバイザーも参画する研究開発管理会議において審議され、事前及び中間、事後の各評価が行われているほか、評価結果については次期の研究開発計画へ確実に反映されるよう、研究開発評価会議において検証を実施しているなど、P D C Aサイクルが適切に機能していると認められる。 令和4年度においては、研究開発活動について、終了案件に費やした費用を上回る成果を上げるとともに、共同開発企業との特許登録に向けた取組や、大学との交流も実施している。 バイカラー・クラッド貨幣について、小規模の分離テストを実施し、効果的な再利用方法の検討を着実に進めている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については、困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>

<p>では、金属工芸品や外国貨幣の受注の機会等を捉えて適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行うこととします。</p> <p>その他、将来的なバイカラーコード貨幣の回収増に備え、より効果的な再利用方法について調査を進めます。</p>	<p>(2) 評価結果の反映</p> <p>研究開発評価会議（令和5年2月）において、外部技術アドバイザー（2人）も参画し、研究開発管理会議における各研究テーマの評価が翌年度の研究開発計画案に適切に反映されているかを検証するとともに、研究テーマごとの評価を行った。</p> <p>研究開発評価会議の評価・検証及び理事会での審議の結果を踏まえて、以下のとおり、「令和5年度研究開発計画」を策定した。</p> <p>①事前調査</p> <p>高度な偽造防止技術等の種を見出すため、あらゆる分野の最新技術について幅広い分野の調査を行うこととした。</p> <p>②研究テーマの設定</p> <p>6件（新規2件、令和4年度からの継続4件）を、研究テーマとして設定した。</p> <p>3. 研究開発活動の成果</p> <p>研究開発評価会議における評価の結果、研究開発終了案件に費やされた費用（開始時からの累計）に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計は1,529百万円となり、当該費用の合計1,127百万円を上回った。</p> <p>4. 研究開発成果の活用</p> <p>これまでの研究成果として令和4年度に製品化を行ったものは、主として次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡名勝天然記念物保護100年記念2022プルーフ貨幣セット一名勝一の銀メダルの表面に、ホログラム潜像を施した。</li> </ul> <p>(注) ホログラム潜像</p> <p>ホログラム技術を応用した微細加工を表面に施したもので、その表面に光を照射すると画像が現れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国宝章牌「清水寺」において、レーザーによる梨地加工を施した。</li> </ul> <p>(注) 梨地加工技術</p> <p>表面に凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面の</p>	
--	---	--

		<p>のような質感に仕上げる加工技術。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・純金干支メダル（卯）の裏面のデザインの一部にホログラム潜像を施した。</li> <li>・純金干支十二稜メダル（卯）の表面の一部にレーザーによる梨地加工を施した。</li> <li>・純金干支メダル（1／4オンス）（卯）の裏面の一部、令和4年桜の通り抜け記念金メダルの表面の一部に虹色発色加工を施した。</li> </ul> <p>(注) 虹色発色加工技術 微細な間隔に刻んだ溝に当たり反射した光が、干渉し虹色に輝いて見えるように加工する技術。</p> <p>また、機密保持に配慮した上で、次のとおり特許出願及び学会等での報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に共同開発企業と特許出願していた「硬貨類合流装置」について、特許登録に向けて審査請求を行った（令和4年9月）。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に講じたうえで、関西大学との交流会を実施した（令和4年7月）。</li> </ul> <p>5. 回収されたバイカラー・クラッド貨幣の再利用方法の検討 将来的なバイカラー・クラッド貨幣の回収増に備え、より効果的な再利用方法について調査するため、令和4年度においては小規模の分離テスト（バイカラー・クラッド貨幣の内側（コア）と外側（リング）を分離し、コアに付着する金属成分の分析等）を実施した。</p>	
--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
I－1－(5)	外国貨幣等の受注、製造							
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人造幣局法第11条第2項		
当該項目の重要度、困難度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー		—		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】 外国貨幣等の受注	受注件数及び受注金額			0件	1件 (※)	0件			売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429	
納品達成度	納品達成度（%）	100%	100%	—	100%	—			売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431	
製造代金回収率	製造代金回収率（%）	100%	100%	—	100%	—			販売費及び一般管理費（百万円）	4,356	4,138	4,233	
									営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664	
									営業利益（百万円）	1,224	583	△235	
									従事人員数(各年度4月1日現在)	279人	270人	268人	

(※) 受注金額については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価				
			業務実績			自己評価							
(5) 外国貨幣等の受注、製造  国内貨幣と異なる仕様の外国貨幣を製造することは、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鑄等への対応力を強化する観点から、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り組みます。	(5) 外国貨幣等の受注、製造  通貨当局等との緊密な連携の下、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鑄等への対応力を強化する観点から、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り組みます。	<その他の指標> ○外国貨幣等の受注(参考指標:受注件数及び受注金額)	通貨関係当局等との緊密な連携の下、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、以下のとおり、外国政府等の貨幣等製造の受注に向けて取り組んだ。  1. 製造引合いに対する入札参加・見積提出 令和4年度においては、2件の外国貨幣の入札に参加するとともに、1件の外国貨幣用銀円形の製造に係る引合いに対し価格提示を行ったほか、引合いのあった外国政府等に対して、今後も引き続き入札案内等を送付するよう依頼した。  2. その他の主な取組状況 令和4年5月にジョージア国立銀行が主催する同国記念貨幣のデザイン選定に係るコンペに参加した。	<評定と根拠> 評定:B	評定	B	<評価の視点> 通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等からの貨幣製造に向けて積極的に取り組んだか。	<評価に至った理由> 外国政府からの貨幣製造に係る入札に参加したほか、打診等を受けた外国政府等に対しては、入札案内等を引き続き送付するよう依頼するなど今後の受注に向けた取組を着実に実施している。					

	<p>受注した外国貨幣等については、受注数量を確実に納品するとともに、製造代金を確実に回収します。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○納品達成度 (100%)</li> <li>○製造代金回収率 (100%)</li> </ul>	<p>令和4年度においては納品する外国貨幣等がないため、納品未達成及び代金未回収の事態が発生することはなかった。</p>	<p>するなど、今後の外国貨幣等の受注に向け、外国政府等との関係維持及び情報収集に取り組んだ。</p> <p>以上のことから、「外国貨幣等の受注、製造」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---	---	--	--	---

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－2	その他の事業							
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 (内閣府) 栄典事務の適切な遂行					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第2項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第10条	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I－2－(1) 【困難度：高】 I－2－(1)					関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）											
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度						
I－2－(1) 獲章等及び金属工芸品の製造等										売上高（百万円）	20,361	15,876	12,073							
受注数量製造率（%）	獲章等	100%	100%	100%	100%	100%														
	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%														
納期達成率（%）	獲章等	100%	100%	100%	100%	100%				売上原価（百万円）	18,083	13,715	10,121							
受注品の納期達成率（%）	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%														
保証品質達成率（%）	獲章等	100%	100%	100%	100%	100%				販売費及び一般管理費（百万円）	1,326	1,294	1,081							
	金属工芸品（※）	100%	100%	100%	100%	100%														
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	獲章等	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し				営業費用（百万円）	19,408	15,008	11,203							
	金属工芸品	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し														
I－2－(2) 貨幣の販売										営業利益（百万円）	953	867	871							
顧客満足度アンケート結果	顧客満足度アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.4	4.3	4.3														
【参考】 国民のニーズに的確	製造セット数 (年銘)			1,169,000 個	1,005,000 個	726,988 個		従事人員数 (各年度4月1日現在)	164人	163人	166人									
注）上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。 従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（獲章等及び金属工芸品の製造、																				

に対応した貨幣セットの販売	販売セット数(年銘)			1,111,139個	990,267個	707,497個		
【参考】 公平・公正な販売に向けた適切な取組	申込倍率			別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	別紙3 表1参照		
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	情報漏えい等の 発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		

### I - 2 - (3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務

返却期限達成率(%)	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	100%	100%		
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%	100%	100%		
収支相償の達成(%)	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	100%	100%		
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%	100%	100%		
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	貴金属の品位証明業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		
	地金及び鉱物の分析業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		

(※) 企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
			<評定と根拠> 評定：B  「その他の事業」については、全3項目中、重要度・困難度が高い設定をしている「勲章等及び金属工芸品の製造等」が「A」評価となっているほか、他の2項目が「B」評価となっており、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。  勲章等については内閣府との契約に基づき、納期までにすべての製品を確実に製造したうえで納品している。新たな顧客層の開拓に資するようアニメやスポーツ関連等の貨幣セットの企画・販売や、鉄道専門誌・女性誌・子育て情報誌等に記念貨幣の広告を掲載するなど、顧客層の拡大に向けた取組を実施していることは評価できる。	評定 B  「その他の事業」については全3項目中、重要度・困難度が高い設定をしている「勲章等及び金属工芸品の製造等」が「A」評価となっているほか、他の2項目が「B」評価となっており、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。  勲章等については内閣府との契約に基づき、納期までにすべての製品を確実に製造したうえで納品している。新たな顧客層の開拓に資するようアニメやスポーツ関連等の貨幣セットの企画・販売や、鉄道専門誌・女性誌・子育て情報誌等に記念貨幣の広告を掲載するなど、顧客層の拡大に向けた取組を実施していることは評価できる。		

				<課題と対応> 特になし。	以上を踏まえ、「その他の事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。
--	--	--	--	------------------	---

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I－2－(1)	勲章等及び金属工芸品の製造等				
業務に関連する政策・施策	(内閣府) 栄典事務の適切な遂行			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第11条第1項第4号、第5号及び第7号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】天皇の国事行為として授与される勲章等について、内閣府から求められる品質及び納期を遵守して確実に製造することは、栄典制度の重要な要素であるため。</p> <p>【困難度：高】美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えていることが要求される勲章等について、品質が均一に保たれるよう製造し、内閣府との契約を確実に履行するには、細心の注意をもって、熟練した技術を最大限に用いる必要があるため。</p>			関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率(%)	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%		
	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%		
納期達成率(%)	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%		
受注品の納期達成率(%)	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%		
保証品質達成率(%)	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%		
	金属工芸品 (※)	100%	100%	100%	100%	100%		
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	勲章等	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		
	金属工芸品	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		

(※) 企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く。

注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
			業務実績	自己評価																																	
2. その他の事業 (1) 獲章等及び金属工芸品の製造等 ① 獲章等については、製造工程の一層の効率化を図りつつ、過去に授与されたものとの間においても同質性や均一性が確保されるよう、徹底した品質管理の下で確実に製造することにより、内閣府との契約を確実に履行する。	2. その他の事業 (1) 獲章等及び金属工芸品の製造等 ① 獲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであること等が要求される。このため、獲章等及び種印・極印の製造に培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であることから、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となって行うOJT(職場内教育)や金工レベルアップ研修等を実施することにより、技術・技能の維持向上に取り組んだ。  令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、内閣府との間で締結した獲章等製造請負契約に基づき、厳格な検査体制の下で、27,833個・組を確実に製造、納品し、納品後の返品はなかった。  (参考) 令和4年度における主な獲章の内閣府への納品実績 <table border="0"><tr><td>菊花大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>桐花大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>文化獲章</td><td>8個</td></tr><tr><td>宝冠大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>旭日大綬章</td><td>35組</td></tr><tr><td>瑞宝大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>旭日重光章</td><td>80組</td></tr><tr><td>瑞宝重光章</td><td>68組</td></tr></table> ② 金属工芸品については、貨幣製造技術の維持・向上に資するために行う。また、原則として	菊花大綬章	2組	桐花大綬章	2組	文化獲章	8個	宝冠大綬章	2組	旭日大綬章	35組	瑞宝大綬章	2組	旭日重光章	80組	瑞宝重光章	68組	<主な定量的指標> ○受注数量製造率 (100%) ○納期達成率 (100%) ○保証品質達成率 (100%)  <主な定量的指標> ○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無  <その他の指標> ○貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発	勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであること等が要求される。このため、獲章等及び種印・極印の製造に培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であることから、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となって行うOJT(職場内教育)や金工レベルアップ研修等を実施することにより、技術・技能の維持向上に取り組んだ。  令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、内閣府との間で締結した獲章等製造請負契約に基づき、厳格な検査体制の下で、27,833個・組を確実に製造、納品し、納品後の返品はなかった。  (参考) 令和4年度における主な獲章の内閣府への納品実績 <table border="0"><tr><td>菊花大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>桐花大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>文化獲章</td><td>8個</td></tr><tr><td>宝冠大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>旭日大綬章</td><td>35組</td></tr><tr><td>瑞宝大綬章</td><td>2組</td></tr><tr><td>旭日重光章</td><td>80組</td></tr><tr><td>瑞宝重光章</td><td>68組</td></tr></table> 製造に当たっては、獲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であることから、文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、製造工程においては、工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、工場等への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、製造工程内の物品の管理を万全に行ったことにより、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。  金属工芸品の製造については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組んだ。具体的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>史跡名勝天然記念物保護100年記念2022ブルーフ貨幣セット</li><li>トマホークの銀メダルの表面に、ホログラム潜像を施した。</li><li>国宝章牌「清水寺」において、レーザーによる梨地加工を施した。</li><li>純金干支メダル(卯)の裏面のデザインの一部にホログラム潜像を施した。</li></ul> 企画品についても同様に、	菊花大綬章	2組	桐花大綬章	2組	文化獲章	8個	宝冠大綬章	2組	旭日大綬章	35組	瑞宝大綬章	2組	旭日重光章	80組	瑞宝重光章	68組	<評定と根拠> 評定:A  勲章等については、精巧な技術と細心の注意を払い、徹底した品質管理の下で製造し、国民生活に支障を来さないよう新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、決められた納期までに製造、納品を確実に行い、納品後の返品がなかったことは、高く評価できる。  また、OJTや各種研修、細かな手作業の技能を伝えるための動画作成に取り組むことで伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上を図りつつ、七宝自動盛付機等の自動化機械を活用した作業の効率化に取り組んだ。  金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組んだ。具体的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>史跡名勝天然記念物保護100年記念2022ブルーフ貨幣セット</li><li>トマホークの銀メダルの表面に、ホログラム潜像を施した。</li><li>国宝章牌「清水寺」において、レーザーによる梨地加工を施した。</li><li>純金干支メダル(卯)の裏面のデザインの一部にホログラム潜像を施した。</li></ul> 企画品についても同様に、	評定 A  <評価の視点> 製造工程の効率化を図りつつ、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。  <評価に至った理由> 勲章等については内閣府との契約に基づき、納期までにすべての製品を確実に製造したうえで納品している。また、伝統技術の確実な継承等を図るために熟練職員によるOJTや金工レベルアップ研修等を積極的に実施しており、これらの取組の結果、納品後の返品は生じていない。 また、貨幣製造技術の維持・向上に資するために製造している金属工芸品についても、純金干支メダルにホログラム潜像を施した製品などの開発に取り組むとともに、受注した製品はすべて納期までに製造したうえで納品しており、納品後の返品も生じていない。 情報及び物品の管理徹底に取り組んだ結果、情報の漏えいや物品の紛失・盗難は発生していない。  以上を踏まえ、本項目については、困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。
菊花大綬章	2組																																				
桐花大綬章	2組																																				
文化獲章	8個																																				
宝冠大綬章	2組																																				
旭日大綬章	35組																																				
瑞宝大綬章	2組																																				
旭日重光章	80組																																				
瑞宝重光章	68組																																				
菊花大綬章	2組																																				
桐花大綬章	2組																																				
文化獲章	8個																																				
宝冠大綬章	2組																																				
旭日大綬章	35組																																				
瑞宝大綬章	2組																																				
旭日重光章	80組																																				
瑞宝重光章	68組																																				
② 金属工芸品の製造については、貨幣製造技術の維持・向上に資するために行う。また、原則として	② 金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製																																				

<p>官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、製品の主旨等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行う。</p> <p>さらに、金属工芸品の製造工程については、徹底した品質管理のもと確実な製造を行い、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。</p>	<p>品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組みます。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、発注者の性格や製品の主旨・利用目的等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行い、数量・納期を確實に履行するよう取り組みます。なお、情報漏えいや紛失・盗難を发生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。</p> <p>さらに、金属工芸品の製造工程については、徹底した品質管理のもと確実な製造を行い、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。</p>	<p>・純金干支十二稜メダル（卯）の表面の一部にレーザーによる梨地加工を施した。      ・純金干支メダル（1／4オンス）（卯）の裏面の一部、令和4年桜の通り抜け記念金メダルの表面の一部に虹色発色加工を施した。</p> <p>受注品については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ公共性が高いと判断できる製品に限っており、引き続き、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行っていない。</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受注数量製造率（100%）</li> <li>○受注品の納期達成率（100%）</li> <li>○保証品質達成率（100%） (ただし、企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く)</li> </ul> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</li> </ul>	<p>販売後の返品はなかった。</p> <p>勲章等の製造、金属工芸品の製造とともに、情報の管理及び物品の管理を万全に行い、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>受注した全ての金属工芸品について、依頼内容を的確に把握し、顧客との契約に基づき、決められた納期までに製造、納品を確実に行い、納品後の返品はなかった。</p> <p>企画品についても同様に、販売後の返品はなかった。</p> <p>また、OJT（職場内教育）や工芸部門総合技能研修、細かな手作業の技能を伝えるための動画作成等を実施することにより、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、製造工程の効率化やコスト削減のため、これまでに導入した七宝自動盛付機やマシニングセンタ等の自動化機械を積極的に活用した。</p> <p>(注) マシニングセンタ コンピュータ制御により、予めプログラムしておいた切削や穴あけ等の多種多様な加工を全自動で行う工作機械。</p> <p>勲章等の製造と同様に、情報の管理及び物品の管理を万全に行つたことにより、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(参考) 勲章等及び金属工芸品の販売状況 (金額は税抜)</p> <table border="1" data-bbox="1200 1394 2035 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">3年度</th> <th colspan="2">4年度</th> </tr> <tr> <th>個数</th> <th>金額(千円)</th> <th>個数</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勲章等</td> <td>27,347</td> <td>2,138,784</td> <td>27,833</td> <td>2,138,445</td> </tr> <tr> <td>金属工芸品</td> <td>53,252</td> <td>2,982,976</td> <td>45,942</td> <td>3,448,103</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80,599</td> <td>5,121,760</td> <td>73,775</td> <td>5,586,548</td> </tr> </tbody> </table>	区分	3年度		4年度		個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	勲章等	27,347	2,138,784	27,833	2,138,445	金属工芸品	53,252	2,982,976	45,942	3,448,103	合計	80,599	5,121,760	73,775	5,586,548	<p>以上のことから、「勲章等及び金属工芸品の製造等」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
区分	3年度		4年度																									
	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)																								
勲章等	27,347	2,138,784	27,833	2,138,445																								
金属工芸品	53,252	2,982,976	45,942	3,448,103																								
合計	80,599	5,121,760	73,775	5,586,548																								

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－2－(2)	貨幣の販売						
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号、第7号及び第2項通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第10条	
当該項目の重要度、困難度	—				関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和4年度事前分析表〔総合目標4〕 令和4年度事前分析表〔政策目標4－1〕 令和4年度行政事業レビューシート事業番号：2022-財務-21-0023	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
顧客満足度アンケート結果	顧客満足度アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.4	4.3	4.3		
【参考】 国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売	製造セット数 (年銘)			1,169,000 個	1,005,000 個	726,988 個		
	販売セット数 (年銘)			1,111,139 個	990,267 個	707,497 個		
【参考】 公平・公正な販売に向けた適切な取組	申込倍率			別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	別紙3 表1参照		
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	情報漏えい等の 発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		

注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 貨幣の販売  貨幣セット販売業務については、新製品の開発や顧客層の拡大、代金決済手段の多様化等サービス向上を図ることにより、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務について不斷の見直しに努めます。  また、記念貨幣については、公正・公平な抽選や確実な配送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう注力するとともに、徹底した販売プロセス管理の下で適切な販売を行います。  さらに、貨幣セットの購入者をはじめとする顧客に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して3.5を超える評価が得られるよう取り組みます。顧客アンケート調査等で得られたニーズを踏まえ、代金支払方法の多様化等のサービス向上に向けて取り組みます。なお、貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発に取り組むとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行いま	(2) 貨幣の販売  貨幣セット販売業務については、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務について不斷の見直しに努めます。  また、記念貨幣の販売に当たっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、引き続き、はがきに加えオンラインでも申込みの受付を行い、購入希望者の公平性に配意しつつ、公正・公平な抽選や確実な発送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう取り組むとともに、徹底した販売プロセス管理の下で適切な販売を行います。  さらに、貨幣セットの購入者をはじめとする顧客に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して3.5を超える評価が得られるよう取り組みます。顧客アンケート調査等で得られたニーズを踏まえ、代金支払方法の多様化等のサービス向上に向けて取り組みます。なお、貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発に取り組むとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行いま	<主要な業務実績>  貨幣セット販売業務については、平成24年7月20日閣議決定の公共サービス改革基本方針に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から民間への委託の拡大について検討を重ねてきた。  こうした経緯を踏まえ、造幣局本局構内の販売所（ミントショップ）における店頭販売業務については平成26年4月から、さいたま支局構内のミントショップにおける店頭販売業務については平成29年4月から民間への外部委託を実施しており、令和4年度においても、前年度における実施状況を踏まえ引き続き実施した。  (注) 平成25年6月14日、平成26年7月11日、平成27年7月10日、平成28年6月28日、平成29年7月11日、平成30年7月10日、令和元年7月9日、令和2年7月7日、令和3年7月9日及び令和4年7月5日に閣議決定された公共サービス改革基本方針では、当該業務は民間競争入札の対象事業とはされていない。  また、外国人旅行者の更なる来客を図るため、平成30年4月より本局及び両支局構内のミントショップにおける外国人旅行者に対する免税販売を実施しており、令和4年度においても、引き続き実施した。  国民のニーズに的確に対応した貨幣セットを販売すべく、これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対するお客様の要望において日本の歴史、文化、芸術を題材とした貨幣セットや各種行事・イベントを題材とした貨幣セットの要望が多かったことを踏まえ、新たな貨幣セットの企画・開発に努め、令和4年度においては、日本の歴史、文化、芸術を題材にした貨幣セットとしてワンピース2022ブルーフ貨幣セット、ワンピース2022貨幣セット、史跡名勝天然記念物保護100年記念2022ブルーフ貨幣セット一名勝一、史跡名勝天然記念物保護100年記念貨幣セット一名勝一及び税関発足150周年2022ブルーフ貨幣セットを企画し、販売を行った。  ワンピース貨幣セットについては、新たな顧客層の開拓に資するよう、公式WEBサイトにおける製品紹介記事の掲載やオフィシャルショップでの委託販売等、様々な方法による広告宣伝及び販売を行った。	<評定と根拠>  評定：B  これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対するお客様の要望等を踏まえ、貨幣製造技術の向上に資する新製品等、国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売を行った。  また、令和4年度においても、全ての記念貨幣について、国民に対し記念貨幣の購入機会を広く公平に提供できるよう、様々な手段により幅広く国民に周知するとともに、公開の抽選会による厳正な抽選を行うなど公正・公平な販売への取組を確実に行った。  さらに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、予定していた記念貨幣をすべて販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送している。  情報及び物品の管理徹底に取り組んだ結果、情報の漏えいや物品の紛失・盗難は発生していない。	評定 B  <評価の視点> 国民のニーズに的確に応えた販売がなされたか。業務の見直しを行ったか。  <評価に至った理由> 記念貨幣の販売については広く国民に周知を行うとともに公平・公正な販売に取り組んでいるほか、貨幣セットについても顧客アンケート調査結果を踏まえた企画を実施しているなど、国民のニーズに応えた取組を着実に進めている。 特に、新たな顧客層の開拓に資するようアニメやスポーツ関連等の貨幣セットの企画・販売や、鉄道専門誌・女性誌・子育て情報誌等に記念貨幣の広告を掲載するなど、顧客層の拡大に向けた取組が実施されている。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、予定していた記念貨幣をすべて販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送している。 情報及び物品の管理徹底に取り組んだ結果、情報の漏えいや物品の紛失・盗難は発生していない。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	

す。

税関発足150周年2022ブルーフ貨幣セットについては、全国の税関及び財務省関税局にポスター及び販売案内リーフレットを送付し掲示を依頼するとともに、大阪税関及び神戸税関において貨幣セットのお披露目を実施し、その様子を税関150周年記念事業特設HPに掲載し、さらに東京税関における税関150周年記念式典において貨幣セットの展示を行った。

また、各種行事の開催会場等で現地販売することを主な目的とした貨幣セットの企画・開発にも努め、令和4年度においては、第104回全国高校野球選手権大会 貨幣セット、2022いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会開催記念 貨幣セット、秩父夜祭貨幣セット及びベルリン・ワールド・マネーフェア貨幣セットを企画し、販売を行った。

既存の貨幣セットについても広告宣伝を工夫し、女性誌や子育て情報誌、財務省の広報誌「ファイナンス」に記念日貨幣セットの広告を掲載する取組を行った。

なお、製造した令和4年銘の貨幣セット数は、726,988個であり、販売した令和4年銘の貨幣セット数は707,497個（令和5年3月末時点）である。

（参考）貨幣セット等及び外国貨幣の販売状況（税抜）

区分	3年度		4年度	
	個数	金額（千円）	個数	金額（千円）
通常貨幣セット	745,272	1,663,077	442,936	1,007,171
ブルーフ貨幣セット	132,750	1,233,883	113,655	1,339,361
プレミアム貨幣・貨幣セット	167,200	7,783,287	130,837	4,020,325
外国貨幣	3,000	16,200	9,986	61,724
合計	1,048,222	10,696,447	697,414	6,428,581

（注）

1. プレミアム貨幣・貨幣セットは、郵便制度150周年記念一万円金貨幣、郵便制度150周年記念千円銀貨幣、近代通貨制度150周年記念一万円金貨幣、近代通貨制度150周年記念五千円金貨幣、近代通貨制度150周年記念千円銀貨幣、沖縄復帰50周年記念一万円金貨幣、沖縄復帰50周年記念千円銀貨幣及び鉄道開業150周年記念千円銀貨幣である。
2. 外国貨幣は、「日・バングラデシュ外交関係樹立50周年」バングラデシュ50タカ記念ブルーフ銀貨幣である。

んでいることもあり、顧客満足度アンケート結果においては、目標を上回る平均4.3を達成しており、貨幣セット購入者等から高い評価を受けている。

以上のことから、「貨幣の販売」については、定量的な数値目標を120%以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

＜課題と対応＞

特になし。

	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○公平・公正な販売に向けた適切な取組（参考指標：申込倍率の状況）</p>	<p>令和4年度においては、沖縄復帰50周年記念一万円金貨幣、沖縄復帰50周年記念千円銀貨幣及び鉄道開業150周年記念千円銀貨幣の販売を行ったが、これら全ての記念貨幣について、販売開始に当たっては記者発表を行うとともに、新聞広告や造幣局ホームページへの販売要領掲載等により、広く国民に周知するとともに、記念貨幣についてはできる限り多くの国民の方に保有していただくよう、販売予定数を上回る申込みがあった場合には抽選により当選者を決定すること及び当選は1人当たり1セット限りとすることとし、その旨を販売要領に記載するという取組を確実に実施した。</p> <p>また、更なる国民への周知を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の財務局・財務事務所・財務出張所や博物館等にポスターとリーフレットを送付し、それぞれ掲示と配布を依頼するとともに、全国の財務局に対し記者発表資料を送付し、記者クラブにおいての資料配布を依頼した。</li> <li>・全国の中央郵便局でリーフレットを配布した。</li> <li>・造幣局Facebookにおいて貨幣セットの周知を行うとともに、円形パネルを全国の財務局及び在阪のテレビ局に送付した。</li> <li>・国内開催のコインショーで頒布されるカタログに広告を掲載した。</li> <li>・財務省の広報誌「ファイナンス」に広告を掲載した。</li> <li>・鉄道専門誌に広告を掲載した。</li> </ul> <p>これらの案内の結果、申込数が約12倍となった沖縄復帰50周年記念一万円金貨幣をはじめとする記念貨幣全てについて販売予定数を上回る申込みがあった。このため、関係者及び第三者の立会いの下、公開の抽選会により厳正な抽選を行って当選者を決定した。</p> <p>記念貨幣の申込倍率の状況は、別紙3表1を参照。</p> <p>記念貨幣の販売においては、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、予定していた記念貨幣を全て販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送した。</p> <p>記念貨幣以外の貨幣セットについても貨幣セットの周知用にポスターとリーフレットを作成し、地方自治体や関係機関のホームページ、広報誌やSNSにおいて、当該貨幣セットについて情報発信を依頼した。また、女性誌、子育て情報誌等に広告を掲載するなど積極的な周知活動を展開した。</p> <p>顧客のニーズを踏まえ、サービスの向上に向けて、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客対応会議を定期的に開催して顧客からの意見等を担当部内で共有し、意見に対する対応策について検討を行う等、サービス向上に向けて取り組んだ。</li> <li>・オンラインショップでの申込におけるクレジットカードによる代金決済の運用を、引き続き実施した。</li> <li>・本局及び両支局構内のミントショップにおける外国人旅行者に対する</li> </ul>	
--	---	---	--

		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○顧客満足度アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p>	<p>る免税販売を、引き続き実施した。</p> <p>国民のニーズを把握するため、令和4年度においては、造幣局が開催したイベント「花のまわりみち」への来場者及び通信販売での貨幣セットの購入者に対して、アンケート調査を実施した。</p> <p>アンケートの結果、顧客満足度は5段階評価で平均4.3となり、基準値である3.5を上回った。</p> <p>貨幣セットの販売に当たっては、記者発表や関係機関への贈呈を行い、メディアの取材・報道等を通じて貨幣セットの周知を図った。加えて、関係機関のホームページや広報誌、SNS等において、情報発信を行って頂くとともに、周知用のポスター・リーフレットを作成し、関係機関等による周知活動がより一層行われるよう働きかけた。また、リーフレットの作成に当たっては、日本のプルーフ貨幣セットの歴史を記載するなど、お客様に关心を持っていただけるよう工夫を施した。</p>	
		<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、顧客情報については、データが保管されているサーバ室への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、そのデータベースには許可された職員以外はアクセスできないよう措置を施すこと等により、情報漏えいの発生はなかった。</p> <p>物品については、工程間での移動に際しての数量管理の徹底や、建物等への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、製造工程内の物品の管理を万全に行うことにより、紛失・盗難の発生はなかった。</p>	
		<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発</p>	<p>貨幣製造技術の向上に資する新製品等、国民のニーズに対応した新製品の開発に取り組んだ結果、以下の新製品を開発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡名勝天然記念物保護100年記念2022プルーフ貨幣セット一名勝ーの銀メダルの表面に、ホログラム潜像を施した。</li> </ul> <p>(注) ホログラム潜像</p> <p>ホログラム技術を応用した微細加工を表面に施したもので、その表面に光を照射すると画像が現れる。</p>	

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
I－2－(3)	貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務												
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人造幣局法第11条第1項第6号							
当該項目の重要度、困難度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー		—							
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度					
返却期限達成率(%)	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	20,361	15,876	12,073		
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	18,083	13,715	10,121		
収支相償の達成(%)	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費（百万円）	1,326	1,294	1,081		
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	19,408	15,008	11,203		
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	貴金属の品位証明業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		営業利益（百万円）	953	867	871		
	地金及び鉱物の分析業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		従事人員数 (各年度4月1日現在)	164人	163人	166人		

注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務  貴金属の品位証明業務については、業界の自主的な取組等民間における実施状況を確認しつつ、確実に作業を行うことにより、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用したサービスを提供する。また、ロンドン貴金属市場協会(LBMA)が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づく管理を的確に実施する。	(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務  貴金属の品位証明業務については、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用し、確実に作業を遂行したうえで、委託者への返却期限を遵守します。また、紛争地域において産出された金地金等が武装集団等の資金源となることを防止するため、ロンドン貴金属市場協会(LBMA)が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づき、的確に対応します。さらに、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する公共性の高い業務であることから、その役割について周知活動を積極的に行うとともに、造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位保証への取組の有無等について、関係団体へのヒアリング等により実態を調査していきます。	<主な定量的指標> ○返却期限達成率(100%)  <その他の指標> ○紛争金鉱物管理方針に基づく適切な管理  <その他の指標> ○関係団体への実態調査  <その他の指標> ○貴金属の品位証明業務の積極的	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>貴金属製品の品位証明業務については、品位試験及び品位試験に合格した製品への品位証明印(ホールマーク)の打刻等の作業を確実に行い、委託者への返却期限を遵守した。</p> <p>また、地金及び鉱物の分析業務についても、依頼のあった成分についての分析等の作業を確実に行い、委託者への返却期限を遵守した。</p> <p>紛争鉱物地金が武装集団等の資金源となることを防止するためにLBMAが発行する「LBMA Responsible Gold Guidance」第9版の新しい要求事項に対応するため、必要な規程改正を行い、管理体制やリスクの見直しを行った。</p> <p>「紛争鉱物管理方針」に従って、推進責任者や遵守責任者を選任し、紛争鉱物地金に関する体制を整備するほか、すべての金地金及び銀地金の受け入れに当たってはリスク評価を行う等、適切な管理を行った。</p> <p>また、令和3年度における紛争鉱物地金対応の体制及び実施状況について、「Compliance Report」を作成し、独立した第三者機関による監査を受けた結果、適正である旨の報告を受けた。「Compliance Report」及び独立した第三者機関による監査報告書は、LBMAに提出するとともに、当局ホームページにおいて公表している。</p> <p>関係団体への実態調査については、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位保証への取組の有無等について、関係団体へのヒアリングや検定依頼事業者等が出展する国際見本市(国際宝飾展)に往訪してのヒアリング等により実態を調査した。</li> <li>・貴金属製品業界団体及び検定登録事業者と年一回行う検定事業懇談会(令和5年2月開催)において、参加した業界団体及び事業者と意見交換を行ったところ、品位証明業務の継続について要望する意見が出された。</li> </ul> <p>こうした貴金属製品業界団体及び検定登録事業者からの要望等を踏まえ、貴金属の品位証明業務については、消費者保護や貴金属製品取引</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務について、いずれも確実に作業を行い、委託者への返却期限を100%遵守した。</p> <p>紛争地域において産出された紛争鉱物地金が武装集団等の資金源となることを防止するため、紛争鉱物地金への対応を適切に実施したことは、金地金及び銀地金を取り扱う事業者としての社会的責任を適切に果たしている。</p> <p>関係団体への実態調査について、貴金属製品業界団体及び検定登録事業者から消費者保護のため造幣局の品位証明制度の継続を要望されたことは、貴金属製品の品位証明業務が消費者保護や貴金属製品取引の安定という社会的要請に寄与しているものと評価できる。</p> <p>また、コロナ禍においても可能な限り消費者等への周知活動に取り組むことで品位証明業務についての国民の理解促進を図ったことは、消費者保護や貴金属製品取引の安定に</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>業界の自主的な取組等を調査のうえ、業務が確実に実施されたか。</p> <p>収支相償により業務運営がなされたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>関係団体から引き続き継続要望を受けている品位証明業務については、委託者への返却期限を遵守したうえで確実な作業が行われており、公共的な役割を果たしていると認められる。また、地金及び鉱物の分析業務を含めて後発的要因を考慮した収支相償についても、引き続き達成されている。なお、東京支局の移転に伴って増加した費用を含めた収支については、直ちに改善することは困難であるものの、取組を推進されたい。</p> <p>紛争地域において産出された金地金及び銀地金が、武装集団等の資金源となることを防ぐための体制の整備や取組を着実に実施した結果、過年度の対応状況等について第三者機関から適正である旨の監査報告を受けることは評価できる。</p> <p>なお、情報及び物品の管理徹底に取り組んだ結果、情報の漏えいや物品の紛失・盗難は発生していない。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>

<p>果たしていくため、品位証明業務及び分析業務に係るアクションプログラムに基づき、受益者に適正な負担を求ること等を通じて、収支相償を達成する。</p>	<p>な周知及び利便性向上に向けた取組      &lt;主な定量的指標&gt;      ○収支相償の達成 (100%)</p> <p>の安定という社会的要請に寄与するものであるとして、引き続き、業務を継続し収支相償の達成に努めることとした。また、今後とも定期的に関係団体へのヒアリング等の実態調査を行うこととした。</p> <p>貴金属の品位証明業務についての周知活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参加を予定していたイベントの多くが中止となる中、WEB開催された数少ないイベントに積極的に参加するなど、コロナ禍においても可能な限り実施した。</p> <p>貴金属の品位証明業務の積極的な周知の実績については、別紙4表1を参照。</p> <p>貴金属の品位証明業務については、アクションプログラム及びそれに替わる行動方針の取組を推進した結果、平成28年10月の東京支局のさいたま市への移転により建物等の減価償却費が増加したところであるが、移転に伴う建物等の減価償却費の増加に係る費用を除いた当該業務を運営するために必要な費用においては収支相償となつた。</p> <p>(注) 貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム及び行動方針</p> <p>アクションプログラムとは、収支相償となるよう平成19年1月に定めた具体的な改善策（業務実施局の統合、顧客へのサービス向上策として金製品の受付日の翌日午後返却等返却期間の短縮、手数料体系の見直しによる手数料の引上げ、大口割引制度の導入）であるが、策定後10年以上が経過していることから見直しを行い、それに替わるものとして令和5年1月に行動方針を策定した。</p> <p>(参考) 貴金属の品位証明業務の受託及び収支状況      (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1210 1513 2089 1850"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託数量(千個)</td><td>268</td><td>311</td><td>266</td><td>298</td><td>309</td></tr> <tr> <td>売上高</td><td>45</td><td>51</td><td>46</td><td>48</td><td>50</td></tr> <tr> <td>売上原価</td><td>41</td><td>51</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td></tr> <tr> <td>売上総利益</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> <p>地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等により取引の安定に寄与しており、このような公共的な役割を担いつつも効率的な業務運</p>	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	受託数量(千個)	268	311	266	298	309	売上高	45	51	46	48	50	売上原価	41	51	46	46	46	売上総利益	4	0	0	2	4	<p>資するものである。</p> <p>貴金属製品の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、東京支局の移転により建物等の減価償却費が増加したところ、移転に伴う建物等の減価償却費の増加に係る費用を除いた当該業務を運営するために必要な費用において収支相償となるよう、引き続き、アクションプログラム及び行動方針の取組を推進した結果、収支相償となつた。</p> <p>なお、アクションプログラムについては、策定後10年以上が経過していることから見直しを行い、それに替わる行動方針を策定した。</p> <p>情報の管理及び物品の管理を万全に行い、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>以上のことから、「貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>
区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																											
受託数量(千個)	268	311	266	298	309																											
売上高	45	51	46	48	50																											
売上原価	41	51	46	46	46																											
売上総利益	4	0	0	2	4																											

		<p>営を行うよう、引き続き、アクションプログラム及びそれに替わる行動方針の取組を推進した結果、貴金属の品位証明業務と同様、平成28年10月の東京支局のさいたま市への移転により建物等の減価償却費が増加したところであるが、移転に伴う建物等の減価償却費の増加に係る費用を除いた当該業務を運営するために必要となる費用においては収支相償となった。</p> <p>(注) 地金及び鉱物の分析業務に係るアクションプログラム及び行動方針</p> <p>収支相償となるよう平成20年11月に定めた具体的な改善策(業務実施局の統合、手数料の見直しの導入)であるが、策定後10年以上が経過していることから見直しを行い、それに替わるものとして令和5年1月に行動方針を策定した。</p> <p>(参考) 地金及び鉱物の分析業務の受託及び収支状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託数量(成分)</td><td>115</td><td>117</td><td>242</td><td>224</td><td>165</td></tr> <tr> <td>売上高</td><td>4,966</td><td>4,856</td><td>9,588</td><td>9,313</td><td>6,999</td></tr> <tr> <td>売上原価</td><td>3,660</td><td>4,716</td><td>9,057</td><td>9,223</td><td>6,915</td></tr> <tr> <td>売上総利益</td><td>1,306</td><td>139</td><td>531</td><td>90</td><td>84</td></tr> </tbody> </table> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>顧客情報のうち個人情報を含む文書については、所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、情報漏えいの発生はなかった。</p> <p>物品については、工程間での移動に際しての数量管理の徹底や、建物等への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、製造工程内の物品の管理を万全に行うことにより、紛失・盗難の発生はなかった。</p>	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	受託数量(成分)	115	117	242	224	165	売上高	4,966	4,856	9,588	9,313	6,999	売上原価	3,660	4,716	9,057	9,223	6,915	売上総利益	1,306	139	531	90	84	特になし。	
区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
受託数量(成分)	115	117	242	224	165																													
売上高	4,966	4,856	9,588	9,313	6,999																													
売上原価	3,660	4,716	9,057	9,223	6,915																													
売上総利益	1,306	139	531	90	84																													

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II－1－(1)	組織の見直し							
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー		—				

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
【参考】 組織の効率化	期末常勤役職員数			792人	792人	816人			フルタイム再任用職員を含む
	売上高人件費比率			13.8%	14.5%	16.4%			
給与水準の公表の有無	前年度分の公表の有無	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り			

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
造幣局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。 1. 組織体制、業務等の見直し (1) 組織の見直し ① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の			<評定と根拠> 評定：B  組織の見直しについては、業務量、技能伝承の状況、職員の年齢構成等を考慮した上で、令和5年度期初における新規採用予定者数を22人とするとともに配置先を決定した。 業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行った結果、令和4年度末の常勤役職員の総数は、816人(フルタイム再任用職員77人を含む)となった。また、令和4年度における人件費は5,655百万円、売上高人件費比率は16.4%となった。	<評価の視点> 業務の効率性や業務量等を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。 適正な給与水準の維持に取り組んだか。  <評価に至った理由> 新規採用者数や人員配置については、将来の安定的な業務運営に配慮しつつも業務の効率性や技能伝承等を総合的に勘案しながら決定しており、組織の効率化に積極的に取り組んでいる。 職員の給与水準については、令和4年度における対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)が、100を上回っているが、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、労使交渉等により適正な水準となるよう取り組んでおり、また、監	評定	B

<p>低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行ながら組織の効率化に向けて取り組む。</p> <p>② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>業務の質の低下を招くことなく持続的かつ安定的に業務運営ができるよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行ながら、組織の効率化に向けて取り組みます。</p> <p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準を造幣局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>任用職員を含む)、売上高人件費比率) ※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な給与水準の維持</li> </ul> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給与水準の公表の有無</li> </ul> <p>置を行ったところ、令和4年度末の常勤役職員の総数は816人（フルタイム再任用職員77人を含む）となり、中期的な観点から参考となるべき事項として設定する目標（令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下とする）の基準値（810人）を一時的に上回った。また、令和4年度における人件費は5,655百万円となり、売上高人件費比率は16.4%となった。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 人件費及び期末常勤役職員数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費(百万円)</td><td>5,953</td><td>5,942</td><td>5,862</td><td>5,722</td><td>5,655</td></tr> <tr> <td>対前年度人件費削減率</td><td>0.5%</td><td>△0.2%</td><td>△1.4%</td><td>△2.4%</td><td>△1.2%</td></tr> <tr> <td>売上高人件費比率</td><td>13.5%</td><td>12.2%</td><td>13.8%</td><td>14.5%</td><td>16.4%</td></tr> <tr> <td>期末常勤役職員数(人)</td><td>798</td><td>810</td><td>792</td><td>792</td><td>816</td></tr> </tbody> </table> <p>職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き、対国家公務員ラスパイレス指数による比較や労使交渉等により、適正な水準の維持に向けて取り組んだ。</p> <p>その結果、令和3年度における対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術職員）は、98.7であった。また、令和4年度の監事監査において、給与水準について厳格な監査を受けた。</p> <p>役職員の令和3年度における給与水準については、総務大臣が定めるガイドラインに基づき、令和4年6月に「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」により、一般職国家公務員と比較した結果を造幣局ホームページで公表した。</p> <p>なお、令和4年度における対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術職員）は、100.7であった。</p>	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	人件費(百万円)	5,953	5,942	5,862	5,722	5,655	対前年度人件費削減率	0.5%	△0.2%	△1.4%	△2.4%	△1.2%	売上高人件費比率	13.5%	12.2%	13.8%	14.5%	16.4%	期末常勤役職員数(人)	798	810	792	792	816	<p>上記のとおり、将来の安定的な業務運営に支障が生じないよう配意しつつ、組織の効率化に取り組んでいる。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌しつつ、労使交渉等により適正な水準の維持に向けて取り組み、令和3年度における対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術職員）は98.7となり、100を下回った。なお、令和4年度における対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術職員）は100.7となり、わずかに100を上回った。また、監事監査において、給与水準について厳格な監査を受けるとともに、総務大臣が定めるガイドラインに基づいて、一般職国家公務員と比較した結果を公表している。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>事監査において、給与水準について厳格な監査を受けている。</p> <p>なお、総務省が策定したガイドラインに基づき、ラスパイレス指数についてはホームページで公表を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
人件費(百万円)	5,953	5,942	5,862	5,722	5,655																													
対前年度人件費削減率	0.5%	△0.2%	△1.4%	△2.4%	△1.2%																													
売上高人件費比率	13.5%	12.2%	13.8%	14.5%	16.4%																													
期末常勤役職員数(人)	798	810	792	792	816																													

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
II－1－(2)	業務の効率化								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—					

評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
【参考】 業務の効率化の推進	経費率			93.4%	94.1%	94.9%			令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率(研究開発費を除く)の実績平均値が平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする
情報システム整備運用計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	公表の有無	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り			
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件	0件	0件			
【参考】 障害者就労施設等からの調達の実施	件数及び金額			54件 5,483,719円	76件 5,789,703円	88件 5,773,518円			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象	<その他の指標> ○業務の効率化の推進(参考指標: 経費率(研究開発費を除く)) ※経費率 = (売上原価 + 販売	<主要な業務実績> 1. 経費率の低減に向けた取組 中期的な観点から参考となるべき事項として設定する経費率(研究開発費を除く)の低減目標(令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする)の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、投資効果や進捗状況を適切に把握したうえで、理事会における事	<評定と根拠> 評定:B 業務の効率化については、中期的な観点から参考となるべき事項として設定する経費率(研究開発費を除く)の低減目標(令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする)の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、投資効果や進捗状況を適切に把握したうえで、理事会における事	評定 B <評価の視点> 固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。				

<p>として中期的な観点から設定した経費率(研究開発費を除く)の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。</p> <p>また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>(注) 経费率 (売上原価+販売費及び一般管理費－研究開発費)/売上高</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する</p>	<p>6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(研究開発費を除く)の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>また、情報システムの効率的な活用により業務の効率化、迅速化を図るとともに、デジタル化を推進するため、情報システム整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を行います。</p> <p>さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行います。</p> <p>(注) 経费率 (売上原価+販売費及び一般管理費－研究開発費)/売上高</p> <p>② 調達に係る契約については、引き続き、偽造防止技術の維持・向上に支障を来さないよう留意しつつ、原則として一般競争入札等によるものとし、また、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が推進できるよう、以下の取組を行います。</p>	<p>費及び一般管理費－研究開発費)/売上高 ○効率化に向けた業務の見直し</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt; ○情報システム整備運用計画の策定の有無 &lt;その他の指標&gt; ○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無 &lt;その他の指標&gt; ○調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p>	<p>前審議や設備投資検証会議での検証を経て、施設及び設備に関する計画を見直すとともに、内部管理予算の執行管理を徹底する等の取組を行った。</p> <p>その結果、経費率について令和2年度から令和4年度までの3年間ににおける実績平均値は、94.9%となった(平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値は94.8%)。</p> <p>経費率が目標値をわずかに上回った要因としては、電気・ガス料金の高騰による影響や物価の上昇による影響が大きい。今後に向けては、消耗品費20%の執行留保、不急案件の執行の後ろ倒し等、経費節減の取組を進めている。</p> <p><b>2. 情報システム整備運用計画の策定等</b></p> <p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、造幣局の基幹業務システムであるERPシステムをはじめとする情報システムについて、令和4年3月に令和4年度情報システム整備運用計画を策定し、当該計画に基づき、情報システム関連機器の更新を実施した。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく独立行政法人の情報システムの整備・管理に係る棚卸しを実施した。令和5年4月から新システムへの移行を目指してきたERPシステムについて、更新作業の請負業者から契約解除の申し出があり、同年3月に契約を解除することとなった。業務への影響が出ないように、当面の間は、現行のERPシステムに係る契約の延長等を行い現行システムの機能を維持しつつ、新システムへの移行に向けた再調達の準備を進めている。</p> <p>なお、令和4年度においては、業務のデジタル化を推進するため、文書管理システムを新たに導入した(運用開始は令和5年4月)。</p> <p><b>3. 調達等合理化計画の取組等</b></p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年6月、令和4年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画を策定し、公表した。</p> <p>なお、調達等合理化計画の策定に当たっては、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会において点検を受け、その審議結果について造幣局ホームページで公表した。</p> <p>調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況</p>	<p>の低減目標の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、施設及び設備に関する計画を見直し、内部管理予算の執行管理を徹底する等の取組を行ったものの、令和2年度から令和4年度までの3年間における経費率の実績平均値は94.9%となり、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値をわずかに上回っている。</p> <p>造幣局の基幹業務システムであるERPシステムをはじめとする情報システムについて、情報システム整備運用計画を策定し、同計画に基づき情報システム関連機器の更新を計画的に実施して現行システムの機能性・利便性の向上を図ることで、業務の効率化、迅速化の推進を図った。なお、ERPシステムについては、更新時期が当初の計画から大幅に遅れることとなつたが、業務への影響が出ないよう速やかに措置を講じている。</p> <p>調達に係る契約については、令和4年6月、調達等合理化計画を策定し、公表した。当該計</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>業務の効率化については、ERPシステムを含めた情報システム全般にかかる整備運用計画を新たに策定し、周辺機器の更新を実施している。ERPシステムについては、更新作業の請負業者から契約解除の申し出があり、更新時期が当初の計画から大幅に遅れることとなつたが、現行のシステムに係る契約の延長等を行い、業務への影響が出ないよう速やかに措置が講じられている。</p> <p>調達に係る契約については、策定した調達等合理化計画に基づいて着実な取組を実施しており、契約監視委員会の審議において不適切とされた契約は1件も発生していない。</p> <p>また、一者応札・一者応募の解消に向けた調査を実施するとともに、プロジェクトチームによる競争促進等のための点検を引き続き実施するなど、調達等合理化に向けた積極的な取組が行われている。さらに、障害者就労施設等からの調達の実施や民間への業務委託の検討についても、取組が実施されている。</p> <p>なお、令和4年度の経費率については、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を上回っているが、これは令和4年度中の電気・ガス料金の高騰を要因とするものである。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>

	<p>観点から、造幣局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画等に基づく取組を着実に実施し、その取組の実施状況及び契約実績を造幣局ホームページにおいて公表すること。</li> <li>契約監視委員会による点検において、不適切な契約と認められる契約が無いよう適正に業務を遂行すること。</li> </ul> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努めます。</p>	<p>について、競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム及び契約監視委員会において点検・審議を行った。調達等合理化計画に基づく主な取組については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き一者応札・応募の解消のための新規参入業者の調査等を進めた。</li> <li>引き続き局内プロジェクトチームによる競争促進等のための点検を行った。</li> <li>適正な予定価格の策定等により価格合理性が担保されていることを確認した。</li> <li>契約の情報は、造幣局ホームページに適正に公開した。</li> <li>契約に係る関連法令に関する研修等に参加することにより知見を深め、不祥事を未然に防ぐ取組を行った。</li> </ul> <p>令和4年度における競争入札及び随意契約の状況は、別紙5表1のとおりであり、競争性のない随意契約は12件となった。当該12件の内訳は、水道、後納郵便料等である。また、競争性のある契約における一者応札・一者応募の状況は、別紙5表2のとおりである。</p> <p>令和4年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果については、別紙6参照。</p> <p>4. 契約監視委員会による点検</p> <p>外部有識者3人及び監事2人で構成される契約監視委員会において点検を行った結果、不適切な契約と認められた契約件数は0件であった。また、議事概要を造幣局ホームページで公表した。</p> <p>開催状況については、次のとおり。</p> <p>(1) 開催日 令和4年6月14日</p> <p>審議対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調達等合理化計画について             <ol style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の自己評価の点検</li> <li>令和4年度の計画策定の点検</li> </ol> </li> <li>個々の契約案件の事後点検</li> </ol> <p>※点検結果は、令和3年度の業務実績に関する自己評価に記載。</p> <p>(2) 開催日 令和4年12月12日</p>	<p>画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況について、契約監視委員会等の調達に関するガバナンスを活用し、点検・審議を行った。その結果、契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数は0件であり、適正な予定価格の策定等による価格合理性の担保、契約の結果の適正な情報公開等、当該計画が着実に実施されていることが確認された。</p> <p>また、引き続き、障害者就労施設等からの調達を行うよう努めた。</p> <p>さらに、業務の効率化の視点に立ち、桜の通り抜け開催時の電話等による問い合わせ対応業務の民間への業務委託について検討を行った。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>
--	---	--	---	---

		<p>審議対象</p> <p>1) 個々の契約案件の事後点検 【令和4年度上期（4月～9月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規の随意契約となった案件 4件</li> <li>②2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 4件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・うち一般競争入札で一者応札のもの（1件）</li> <li>・うち公募で一者応募のもの（3件）</li> </ul> </li> </ul> <p>2) 調達等合理化の推進に向け議論すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検</li> <li>②調達等合理化計画の実施状況の点検</li> </ul> <p>(3) 開催日 令和5年6月9日</p> <p>審議対象</p> <p>1) 調達等合理化計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和4年度の自己評価の点検</li> <li>②令和5年度の計画策定の点検</li> </ul> <p>2) 個々の契約案件の事後点検 【令和4年度下期（10月～3月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規の随意契約となった案件 2件</li> <li>②2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 5件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・うち一般競争入札で一者応札のもの（0件）</li> <li>・うち公募で一者応募のもの（5件）</li> </ul> </li> </ul> <p>3) 調達等合理化の推進に向け議論すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①合理化計画の実施状況の点検</li> <li>②随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検</li> </ul> <p>5. 障害者就労施設等からの調達の実施</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の規定に基づき、令和4年4月に「令和4年度における独立行政法人造幣局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し公表した。</p> <p>上記の方針に基づき、令和4年度においては、障害者就労施設等から清掃・施設管理等について88件、合計5,773,518円の調達を行った（前年度の実績は、清掃・施設管理等について76件、合計5,789,703円）。</p> <p>また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）の規定に基づき、令和4年度においては、母子・父子福祉団体から清掃作業について3件、合計121,550円の調達を行った。</p>	特になし。
--	--	---	-------

<p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>③ 造幣局は、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を行います。</p>	<p>さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)の規定に基づき、令和 4 年 1 月に「令和 4 年度における独立行政法人造幣局の中小企業者に関する契約の方針」を作成し公表した。令和 4 年度においては、中小企業・小規模事業者から合計 6,050 百万円の調達を行った。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることについて、貨幣製造等を行う法人としての特性を踏まえつつも、共同調達の実施の観点から令和元年度に所要の規程改正を実施したうえ、令和 2 年度においては、個別の調達案件や相手方の選定等の具体的な検討を進め、令和 3 年度においては、個別の調達案件や相手方の選定等についてさらなる検討を進め、自動車燃料の購入について令和 4 年度から共同調達が実現した(契約締結日は令和 4 年 4 月 1 日)。</p> <p>6. 民間への業務委託の検討 令和 4 年度においては、桜の通り抜け開催時の電話等による問い合わせ対応業務の民間への業務委託について、検討を行った。</p>	
---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
III	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
【参考】 適正な在庫量の維持	棚卸資産回転率			3.57回	3.18回	2.66回			売上高を期首及び期末の棚卸資産評価額の平均で除して算出
経常収支率	経常収支率 (%)	100%以上	100%	106.1%	104.5%	103.2%			経常収益を経常費用で除したうえで100を乗じて算出
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）	販売費及び一般管理費	前年度以下	2年度：4,259百万円 3年度：4,297百万円 4年度：3,968百万円	4,297百万円	3,968百万円	4,157百万円			広告費、運送費及び通信費並びに業務のデジタル化に係る費用を除いた費用について前年度以下に抑制
独立行政法人通則法に基づく情報開示	情報開示の状況 (%)	100%	100%	100%	100%	100%			
3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価				
造幣局は、基幹となる貨幣製造事業が、財務大臣が定める貨幣製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が財務省のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、こうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安	造幣局が行っている業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行い、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図ります。	<その他の指標> ○原価管理の徹底等によるコスト削減 ○原価管理等によ	<主要な業務実績> 業務運営に伴う収支状況を把握するため、ERPシステムを活用し、貨幣製造部門、貨幣販売部門、勲章・金属工芸品製造部門及び品位証明部門別、本支局別及び工程別にコストを試算し、収支見込の管理を行った。また、年度当初に設定した標準的な費用と実際の発生費用の差異を作業時間及び業務量など業務運営の実績を踏まえて分析するとともに、貨幣製造契約の変更、貨幣販売計画の変更等に伴う収入の変化についても試算した。それらの結果を踏まえ、必要な都度収支状況を理事会で報告し、必要な業務改善の検討を行った。  1. 原価管理の徹底等 発生した原価差異を工程ごとに分析を行い、コスト削減への参考情報として、分析結果を関係者で共有した。また、コスト削減等の取組を踏まえて、予算面及び計画分担等数量面の両面について、過去の原価差異	<評定と根拠> 評定：B  ERPシステムを活用し、原価管理を厳格に行い、原価差異の分析を精緻に行うことで効率的な業務運営を行いコスト削減に努め、経常収支率は103.2%となった。  また、棚卸資産回転率を参考とした適正な在庫量の維持も行われている。	評定 B  <評価の視点> 事業別の収支や営業収支率を的確に把握したうえで、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率が100%以上となっているか。 一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）の効率的な使用に取り組んでいるか。 棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図っているか。 法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。				

<p>定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p>	<p>る事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理 &lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>○経常収支率（100%以上）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>※1. 予算、2. 収支計画、3. 資金計画については、「令和4年度の業務実績に関する自己評価書」別紙7参照。</p> <p>4. 採算性の確保</p> <p>① E R Pシステムの活用等により、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率が100%以上となるよう取り組みます。また、棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図ります。</p> <p>さらに、一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）について、①広告費等、②運送費及び通信費、③業務のデジタル化に係る費用、④①、②及び③を除く費用に分類したうえで、効率的な使用に取り組むとともに、上記④について、前年度以下に抑制するよう取り組みます。</p>	<p>の発生状況を踏まえたものとなっているかについて検証を行った上で、令和5年度の標準原価を設定した。</p> <p>E R Pシステムを活用し、部門別・本支局別・工程別にコストを試算し、部門別の収支を把握し、部門ごとの営業収支率を試算して、必要な都度理事会にて報告を行った。</p> <p>収入見込を精査しつつ、E R Pシステムの活用等により、コストの発生原因をきめ細かく分析し、経費の削減に取り組んだ結果、令和4年度の経常収支率は103.2%となった。</p> <p>貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量を維持できるよう、棚卸資産回転率を参考指標として用いているところ、令和4年度の棚卸資産回転率は2.66回となり、適正な水準を維持した。</p> <p>2. 販売費及び一般管理費の効率的な使用への取組</p> <p>販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）について、広告費等、運送費及び通信費、業務のデジタル化に係る費用、それら以外に分類したうえで、効率的な使用に取り組んだものの、老朽化した建物の改修工事等に伴う修繕費の増加、ベースアップや賞与の支給月数の引上げ等に伴う人件費の増加、電気・ガス料金の引上げ等の影響により、削減目標を達成することができなかった。</p> <p>以上のことから、販売費及び一般管理費の実績額が基準値を上回ったものの、上記の影響によるものであり、その他の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>販売費及び一般管理費について、効率的な使用に取り組んだものの、老朽化した建物の改修工事等に伴う修繕費の増加、ベースアップや賞与の支給月数の引上げ等に伴う人件費の増加、電気・ガス料金の引上げ等の影響により、削減目標を達成することができなかった。</p> <p>以上のことから、販売費及び一般管理費の実績額が基準値を上回ったものの、上記の影響によるものであり、その他の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>原価計算を確実に実施し、原価差異の発生状況や要因分析を行ったうえで情報の共有を行うとともに、改善に向けた検討を理事会で実施するなど、削減に向けた取組を実施して採算性の向上に努めてきた結果、経常収支率は103.2%と目標値を上回る実績を上げている。コスト削減等にかかる取組結果及び、過去の原価差異の発生状況を踏まえて検証を行ったうえで標準原価を設定するなど、P D C Aサイクルを適切に機能させている。</p> <p>なお、販売費及び一般管理費については目標を達成していないが、これは、老朽化した建物の改修工事等に伴う修繕費の増加、ベースアップや賞与の支給月数の引上げ等によるものである。</p> <p>また、法令に基づく財務内容に係る情報開示についても、適時適切に実施されている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---	---	---	--

			<table border="1"> <tr> <td>合計</td><td>4,806</td><td>4,736</td><td>△69 (△1.4%)</td></tr> </table>	合計	4,806	4,736	△69 (△1.4%)	
合計	4,806	4,736	△69 (△1.4%)					
			(注) 研究開発費を除く。					
② 財務内容について、 偽造防止の観点や受注 条件に影響を及ぼさな いよう配意しつつ、独 立行政法人通則法に基 づく情報の開示を行 うことにより、国民に対 する説明責任を果たす。	(注1) 営業収支率 営業収益÷営業費用× 100  (注2) 経常収支率 経常収益÷経常費用× 100  (注3) 棚卸資産回転率 売上高÷期首期末棚卸 資産平均額	<主な定量的指標> ○独立行政法人通 則法に基づく情 報開示（100%）	3. 財務内容の情報開示 令和3年度財務諸表等については、令和4年6月21日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法第38条第3項及び第4項の規定に基づき、直ちに所要の手続を行い、造幣局ホームページへの掲載、一般の閲覧及び官報への掲載により情報開示を行った。					

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
IV	短期借入金の限度額								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—					

  

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
—	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要が生じた場合の短期借入金の限度額を80億円とします。</p> <p>(注)限度額の考え方:国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大3カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○適切な短期借入れを行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>実績なし。</p>			<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定:—</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>		評定	—
									—

  

4. その他参考情報									
特になし。									

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						

  

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価
				業務実績			自己評価		
—	現時点では、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はありません。		<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定：—  <課題と対応> 特になし。			評定	—	

  

4. その他参考情報									
特になし。									

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
—	現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。	<評価の視点> ○重要な財産の譲渡、又は担保について適切な処分を行っているか。	<主要な業務実績> 実績なし。			<評定と根拠> 評定：—  <課題と対応> 特になし。		評定	—
4. その他参考情報									
特になし。									

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-1-(1)	内部統制に係る取組								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
1. ガバナンス強化に向けた取組  平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。  造幣局は国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の強化、コンプライアンスの確保、セキュリティの維持・強化等に向け、以下のとおり取り組みます。	1. ガバナンス強化に向けた取組  造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の強化、コンプライアンスの確保、セキュリティの維持・強化等に向け、以下のとおり取り組みます。						<評定と根拠>  評定：B  上位の目標と整合性のある組織目標や個人目標を作成して業務に取り組み、四半期ごとに事業計画及び組織目標の進捗状況の報告及び検証を行い、阻害要因の把握及び対策について理事会において報告し、検証したほか、内部統制の推進に関する規程の見直しを行った。  また、ISO9001の認証を維持した。	<評定>  評定 B  <評価の視点>  内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。  <評価に至った理由>  組織内の各階層における目標が連鎖するよう、上位の目標と整合性のある個人目標等を設定したうえで、四半期ごとに理事会において事業計画と各部支局・各課室目標の進捗状況の報告・検証を実施するなど、P D C Aサイクルを適切に機能させている。  事業運営の統制等にかかる阻害要因の把握及び対策については、理事会において検証が行われており、各種業務プロセスの検証により把握された課題については手順書を改正するなど、内部統制の推進に係る取組が実施されている。  加えて、品質マネジメントシステムの有効性等については、理事長を含めた役員等による検証理事会を開催するなどの取組が実施された結果、ISO9001及びISO14001認証を引き続き維持している。	
(1) 内部統制に係る取組  「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月  年度目標において指示された造幣局の役割(ミッション)を有効かつ効率的に果たすため、	(1) 内部統制に係る取組  年度目標において指示された造幣局の役割(ミッション)を有効かつ効率的に果たすため、	<その他の指標>  ○内部統制の推進 1. 内部統制の推進  造幣局の使命を遂行するためには、役職員が造幣局の課題やリスクを認識し、目的意識を共有したうえで、事業計画、各レベルの組織目標、各種計画、職員の個人目標を作成し、業務に取り組むことが重要であることから、各階層における目標が連鎖するよう取組を推進							<評定>  評定 B  <評価の視点>  内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。  <評価に至った理由>  組織内の各階層における目標が連鎖するよう、上位の目標と整合性のある個人目標等を設定したうえで、四半期ごとに理事会において事業計画と各部支局・各課室目標の進捗状況の報告・検証を実施するなど、P D C Aサイクルを適切に機能させている。  事業運営の統制等にかかる阻害要因の把握及び対策については、理事会において検証が行われており、各種業務プロセスの検証により把握された課題については手順書を改正するなど、内部統制の推進に係る取組が実施されている。  加えて、品質マネジメントシステムの有効性等については、理事長を含めた役員等による検証理事会を開催するなどの取組が実施された結果、ISO9001及びISO14001認証を引き続き維持している。

<p>28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスの改善について不断の見直しを行う。</p> <p>その一環として、品質マネジメントシステムであるISO9001の認証を維持します。また、役職員が目的意識を共有した上で、各階層における目標が連鎖するよう組織目標及び個人目標を作成し、業務に取り組みます。</p>	<p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等について、適正に実施します。また、各種の業務プロセスの改善について不断の見直しを行います。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</li> <li>○ISO9001の認証の維持</li> </ul>	<p>した。</p> <p>令和4年度においては、令和4年3月30日付で事業計画の認可を受け、当該事業計画を踏まえて各部支局等及び各課室の組織目標を決定し、理事会において四半期ごとに事業計画及び各部支局等の組織目標の進捗状況の報告及び検証を行った。</p> <p>また、造幣局における事業運営の統制及び継続的改善に関する基本規程に定められた阻害要因の把握及び対策について、理事会において報告し、検証を行った。</p> <p>さらに、内部監査等を通じて各種の業務プロセスの確認を行い、必要に応じて手順書等の改正を行った。</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正(令和4年4月施行)、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の改正(令和4年6月施行)に伴い、関係規程の一部を改正した。</p> <p>2. ISO9001の認証の維持</p> <p>品質マネジメントシステムを活用して全部門の運営状況を検証し、品質の確保と業務の効率化を図るため、ISO9001の認証を維持すべく、次の活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課室は、ISO9001の規定に基づく品質マネジメントシステムの下、法令の遵守、業務の効率化及び品質管理等に関する組織目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ(令和4年4月～令和5年3月)。</li> <li>(2) 品質マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した(令和4年7月～8月及び令和5年1月)。</li> <li>(3) 品質マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員による検証理事会を実施した(令和4年9月及び令和5年3月)。</li> </ul> <p>以上の活動を経て、令和4年11月に外部審査登録機関によるISO9001の定期審査を受審した結果、品質マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受けた。</p> <p>なお、環境マネジメントシステムの要求事項を規定するISO14001の登録も維持し、環境保全に取り組んでいる。</p>	<p>おける所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>ける所期の目標を達成していると認められることがから「B」評価とする。</p>
--	--	---	--	---

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保								
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	斜線	斜線	

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
(2) コンプライアンスの確保  コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保  職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施等の啓発活動を通じて、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ることにより、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。さらに、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組み	<主な定量的指標> ○業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）  <その他の指標> ○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応	<主要な業務実績> 業務上の不正・不法行為等による重大事象として、発生したものはなかった。  コンプライアンスの確保に向けて、リスク・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修等の取組を実施した。 主な取組は、以下のとおり。  (1) リスク・コンプライアンス委員会の開催 令和4年度においては、令和4年10月及び令和5年3月、計2回開催し、コンプライアンス推進計画の進捗状況やコンプライアンス意識調査の実施について報告等を行った。  (2) 法令で求められる届出・公表に関する自主点検及び内部監査の実施 法令で求められる届出・公表の状況について、チェックシートによる自主点検及び内部監査を実施した。その結果、問題となる事象は発見されなかった。  (3) コンプライアンス研修の実施			<評定と根拠> 評定：C  業務上の不正・不法行為等による重大事象として、発生したものはなかった。  コンプライアンスの確保に向けてはリスク・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修等の取組を実施した。  また、コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意	<評定> 評定 C  <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。  <評価に至った理由> コンプライアンスの確保に向けて、リスク・コンプライアンス委員会の定期開催のほか、各種階層別研修や全課室長に対する服務監察などを着実に実施しており、取組を推進していると認められる。また、職員の服務状況等の把握及び非行事件の未然防止等を図る観点から、パート職員等を含む一般職員に対して面談を実施しており、公益通報制度についても実効性が担保されるよう各種機会を捉えて職員への周知・徹底が図られている。 各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設けるなど、コンプライアンス意識の向上に努めていたものの、令和5年3月に決裁文書の改ざん（1件）が発生している。これは、直上の上司と相談したうえで、完結した決裁文書の一部を正しい手続きを経ずに差し替えたもの		

	ます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家に依頼して作成した研修教材（動画及びテキスト）を用いて、「不祥事根絶のため、若手から管理者までの全職員が留意すべきこと」と題した研修（確認テストを含む。）を全職員に対して実施した。</li> <li>・コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各種の階層別研修（新規採用職員研修、係長・課長補佐・課長研修、技能長・作業長研修、非常勤職員等）において、造幣局コンプライアンス・マニュアルを活用したコンプライアンス研修を実施した。</li> <li>・新規採用職員に対しては、新規採用職員研修に加えて、新規採用職員フォローアップ研修において、公務員等の不祥事案を含めた内容のコンプライアンス研修を実施した。</li> </ul> <p><b>(4) 服務監察</b></p> <p>階層別研修において、首席監察官が職員の非行行為の発生防止を目的とした予防監察の講義を行うとともに、夏季及び年末年始の休暇取得者が増える時期に、管理者を通じて全職員に対し、交通法規の遵守及び非行行為発生防止のための注意喚起を行った。</p> <p>全局の課室の長に対して令和4年5月～6月及び12月に服務監察を実施し、管理者としてのコンプライアンスについての認識確認を行うとともに、各課室の長による部下職員の身上把握・職員の服務規律の遵守意識を高めるための造幣局コンプライアンス・マニュアルに則った指導内容を確認し、加えて、当該課室の長を補佐する専門官等（各課室1人）に服務監察を実施した。</p> <p>また、職員の服務状況等について総合的に把握し、厳正な綱紀の保持、倫理意識の向上や非行事件の未然防止を図ることを目的として、一般職員（課室の長以上の管理者及び服務監察を実施した専門官等を除き、再任用職員、期間業務職員、パート職員を含む。）との面談を令和4年7月～令和5年2月に実施し、面談の結果、問題点等が認められる場合には、管理者にフィードバックを行い、問題意識の共有を図った。</p> <p><b>(5) 公益通報制度</b></p> <p>造幣局の公益通報制度について、上記の予防監察の講義における説明、服務監察時の周知要請、一般職員との面談時の周知等により、引き続き、職員への周知徹底に努めた。</p> <p><b>(6) 職員のコンプライアンス意識の向上のための取組</b></p> <p>コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設け</p>	<p>見交換・共有の場を設けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。</p> <p>令和5年4月に決裁文書の改ざんが判明し、当該事案は造幣局の信頼を損ねかねないものであることを真摯に受け止め、決裁の適切な処理・管理の徹底を図るよう再発防止策の実施に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、決裁文書の改ざんが判明したことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p><b>&lt;課題と対応&gt;</b></p> <p>文書管理システムで起案・承認された決裁文書は改ざんができないようになっていることから、同システムを利用しての決裁文書の電子化を徹底とともに、決裁文書の改ざん防止に関する教育を行うことで、決裁の適切な処理・管理の徹底</p> <p>である。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については決裁文書の改ざんを受け、コンプライアンスの確保に向け、役職員のコンプライアンス意識を醸成・確保する取組み等を一層強化する必要があることから「C」評価とする。</p> <p>なお、今後は決裁完結後の差し替えができる文書管理システムを用いて決裁文書を起案するよう徹底するとともに、公文を提出する前に文書管理者等の確認を受けるよう内部規則の改正も予定されている。</p> <p><b>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</b></p> <p>法人が自ら課題としているところ、今後同様の問題が発生することがないよう、決裁文書の改ざん防止に関する教育など、役職員のコンプライアンス意識を醸成・確保する取組み等の一層の強化が求められる。</p>
--	-----	--	---

		<p>ることにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。</p> <p>令和5年4月に決裁文書の改ざん（1件）が判明した。本件は同年3月31日に担当者が必要な決裁手続を失念していた事に気付き、直上の上司と相談した上で、別の完結した決裁文書の一部を差し替えて当該手続を処理する形にしたものである。</p> <p>なお、令和5年4月から文書管理システムの運用が開始されており、同システムで起案・承認された決裁文書は改ざんができないようになっていることから、同システムを利用しての決裁文書の電子化を徹底するとともに、決裁文書の改ざん防止に関する教育を行うことを予定している。</p> <p>また、担当者が決裁文書と違う内容の公文を提出することを防ぐため、内部規則を改正して、公文を提出する前に文書管理者又は文書管理担当者の確認を受けることをルールとして追加することを予定している。</p>	を図る必要がある。	
--	--	--	-----------	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定	リスクマップ等の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
防災訓練計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
防災訓練の確実な実施	防災訓練の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%	100%	100%			

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
(3) リスクマネジメントの強化 ① リスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組む。	(3) リスクマネジメントの強化 ① 造幣局の役割(ミッション)遂行の障害となるリスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組みます。	<主な定量的指標> <input type="radio"/> リスクマップ等の策定及び見直し <その他の指標> <input type="radio"/> リスクマネジメントの強化の取組 <その他の指標> <input type="radio"/> BCMの適切な運用 <主な定量的指標> <input type="radio"/> 防災訓練計画の策定の有無	<主要な業務実績> 1. リスク管理 部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについては、リスク管理表及びリスクマップを策定し、リスクの低減等に向けた課題や実施スケジュール等を明確にしたうえリスク低減対策を実施するとともに、リスク低減対策の進捗状況等を四半期ごとに理事会に報告し、令和5年3月の理事会においてリスクの評価を行い、リスク管理表等を更新するなど、引き続きリスクマネジメントの強化に取り組んだ。 また、事故等の発生時においては、理事長ほか役員・幹部職員等が迅速に情報を共有できるよう局内インターネットを活用した緊急報告体制の下、適切な対応の維持に努めた。 2. 事業継続計画の見直し 事業継続計画(BCP)について、防災訓練の結果等を踏まえ、令和5年3月の危機管理会議の審議を経て、見直しを行った。 3. 防災訓練計画の策定及び防災訓練の実施 令和4年3月の危機管理会議の審議を経て、令和4年度防災訓練	<評定と根拠> 評定：B  BCMの適切な運用については、防災訓練計画に定める訓練等の結果を踏まえ、危機管理会議の審議を経て、事業継続計画の見直しを行うとともに、防災訓練を確実に実施し	評定 B  <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。  <評価に至った理由> 令和4年度においては、リスクマネジメントの更なる強化を図る観点からリスク管理表及びリスクマップを策定したうえリスク低減対策を実施した。 また、事業継続マネジメントについても、防災訓練の結果等を踏まえ、事業継続計画の見直しを行っている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められるから「B」評価とする。				

<p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>② リスク管理を徹底し、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図ります。その一環として、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合でも、速やかに適切な対応を行うことができるよう危機管理体制の維持・充実に取り組むとともに、防火管理及び防災管理に関する規程に基づく防災訓練計画を策定し、訓練を確実に実施します。</p>	<p>○防災訓練の確実な実施（対計画100%）</p> <p>計画を策定した。 令和4年度防災訓練計画に定める訓練の実施状況については、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練</th><th>実施状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安否確認訓練</td><td> <p>非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員（非常勤職員を含み、病気休職者を除く）を対象とした安否確認訓練を2回（令和4年11月及び令和5年2月）実施した。</p> <p>なお、令和5年2月に実施した訓練では、突発的な災害に備える訓練として、職員には訓練日を予告せず実施した。</p> </td></tr> <tr> <td>防災訓練 (消防訓練)</td><td></td></tr> <tr> <td>①避難訓練</td><td>①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。</td></tr> <tr> <td>②消火訓練</td><td>②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火訓練・通報訓練を実施した。</td></tr> <tr> <td>緊急地震速報訓練 (初期対応訓練を含む)</td><td>突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。</td></tr> <tr> <td>災害対策本部立ち上げ訓練</td><td>非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。</td></tr> <tr> <td>緊急参集訓練</td><td>大規模災害発時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舎居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 大規模災害発時の対応能力向上のため、勤務時間内に大規模災害が発生したとの想定の下、「緊急地震速報訓練」、「安否確認訓練」及び「災害対策本部立ち上げ訓練」を一連の訓練として、全局同時に実施した。</p>	訓練	実施状況	安否確認訓練	<p>非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員（非常勤職員を含み、病気休職者を除く）を対象とした安否確認訓練を2回（令和4年11月及び令和5年2月）実施した。</p> <p>なお、令和5年2月に実施した訓練では、突発的な災害に備える訓練として、職員には訓練日を予告せず実施した。</p>	防災訓練 (消防訓練)		①避難訓練	①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。	②消火訓練	②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火訓練・通報訓練を実施した。	緊急地震速報訓練 (初期対応訓練を含む)	突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。	災害対策本部立ち上げ訓練	非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。	緊急参集訓練	大規模災害発時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舎居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。	<p>た。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基本対策を指示するとともに、在宅勤務の実施等の措置を講じるなど、感染症対策の徹底を図った。</p> <p>令和2年度に策定した感染症に係る事業継続計画を踏まえ感染症対策の徹底を図りつつ業務を遂行することにより、貨幣の製造等の業務に支障を来すことなく、貨幣等の製造計画を確実に達成した。</p> <p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
訓練	実施状況																		
安否確認訓練	<p>非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員（非常勤職員を含み、病気休職者を除く）を対象とした安否確認訓練を2回（令和4年11月及び令和5年2月）実施した。</p> <p>なお、令和5年2月に実施した訓練では、突発的な災害に備える訓練として、職員には訓練日を予告せず実施した。</p>																		
防災訓練 (消防訓練)																			
①避難訓練	①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。																		
②消火訓練	②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火訓練・通報訓練を実施した。																		
緊急地震速報訓練 (初期対応訓練を含む)	突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。																		
災害対策本部立ち上げ訓練	非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。																		
緊急参集訓練	大規模災害発時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舎居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。																		

<p>③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行う。</p>	<p>③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行います。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; ○感染防止策の確実な実施</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症への対応 令和4年度においては、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、各課室に対して手洗い等の基本対策を指示するとともに、人との接触による感染リスクを低減するため、時差出勤の時間帯の拡大や在宅勤務の実施等の措置を講じた。 また、貨幣の製造等について、国民生活に支障を来さないよう、令和2年度に策定した感染症に係る事業継続計画を踏まえ感染症対策の徹底を図りつつ業務を遂行することにより、貨幣の製造等の業務に支障を来すことなく、貨幣等の製造計画を確実に達成した。</p>		
---	---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組								
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	個人情報漏えいの発生件数	個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	—	—
3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
(4)個人情報の確実な保護等への取組  「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。	(4)個人情報の確実な保護等への取組  「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、個人情報の漏えいの防止、保有個人情報の開示請求及び情報公開請求等への確実な対応に取り組みます。また、研修等により職員へ制度内容等の周知徹底を行います。	<その他の指標> ○個人情報保護及び情報公開への確実な取組  <主な定量的指標> ○個人情報漏えいの発生件数(0件)	<主要な業務実績>  情報公開及び保有個人情報の開示又は提供等について、関係法令に基づき適切に対応を行った。また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第3条第7項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第24条の規定に基づき、それぞれの法律の施行の状況に係る調査票を個人情報保護委員会委員長及び総務大臣宛に提出した。  また、保有個人情報の適切な管理を目的として、令和4年6月及び7月に、主に保有個人情報の取扱いに従事する職員を対象に「個人情報保護に関する研修」を実施した。  文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、データが保管されているサーバ室への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、そのデータベースには許可された職員以外はアクセスできないよう措置を施すことに加え、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について確認を行うこと等により、情報漏えいの発生はなかった。			<評定と根拠> 評定:B  保有個人情報の適切な管理のため、個人情報保護に関する研修を実施したほか、開示請求にも適切に対応を行った。  また、個人情報漏えい防止のための管理体制を構築し、個人情報の厳格な管理を行い、個人情報の漏えいの発生はなかった。  以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成してい		評定	B
			<評価の視点>  情報公開及び個人情報保護について、確実に対応したか。			<評価に至った理由>  情報公開及び保有個人情報に係る開示請求等については、関係法令に基づき適切に対応を行っているほか、個人情報保護に関する研修を実施するなど着実に取り組んでいる。  また、外部委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況についての確認等の取組により、令和4年度において個人情報の漏えいは発生していない。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められるところから「B」評価とする。			

	保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について確認を行うなど、個人情報の漏えいの防止に必要な措置を講じます。		ると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。	
--	---	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保								
当該項目の重要度、難 度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
情報セキュリティ教育の実施	教育の実施 (%)	対計画100%	100%	100%	100%	100%			
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	発生件数	0件	0件	0件	0件	0件			

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
(5) 情報セキュリティの確保  政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。	(5) 情報セキュリティの確保  情報セキュリティに係る脅威の増大及び造幣局が取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性に鑑み、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策を踏まえて整備した情報セキュ	<その他の指標> ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営 <主な定量的指標> ○情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ教育の実施（対計画100%） <主な定量的指標> ○情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）	<主要な業務実績> 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、令和4年3月に令和4年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、情報セキュリティに関する教育、情報セキュリティ対策の自己点検及び情報セキュリティ監査等を計画のとおり実施した。 また、令和5年3月に情報セキュリティ委員会を開催し、これらの実施状況について報告を行うとともに、情報セキュリティ対策実施手順の改定について審議した。この審議結果に基づき、令和5年3月、情報セキュリティ対策実施手順を改定し、情報セキュリティ水準の維持向上を図った。  業務従事者全員を対象とした情報セキュリティに関する自己点検（令和4年9月）や標的型メール攻撃に対する訓練（令和5年2月）を実施するなど、情報セキュリティ教育の実施を含む情報セキュリティ対策を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、情報セ	<評定と根拠> 評定：B		評定	B	<評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。	
						<評価に至った理由> 策定した情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに関する教育や監査、業務従事者全員を対象とした自己点検等を着実に実施したうえで、造幣局情報セキュリティ委員会において当該実施状況を報告している。 また、情報セキュリティ対策実施手順の改定を行なうなど、情報セキュリティ対策の維持・向上が図られていると認められる。		<評価に至った理由> これらの着実な取組の結果、対策の不備による重大事象は生じていない。	

	<p>リティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する計画を策定し、適切な情報セキュリティ対策を確実に実施します。また、その状況の定期的な点検の実施や外部電磁的記録媒体の取り扱いの再徹底を図ること等により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス、又は、その疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p>	<p>キュリティ対策の不備による重大事象は発生しなかった。</p>	<p>教育・自己点検及び情報セキュリティ監査等を計画のとおり実施した。</p> <p>また、情報セキュリティ対策実施手順の改定を行い、情報セキュリティ水準の維持向上を図った。</p> <p>上記のとおり、情報セキュリティ教育の実施を含む情報セキュリティ対策を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させなかつたことは評価できる。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められるところから「B」評価とする。</p>
--	---	---	-----------------------------------	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価				
(6) 警備体制の維持・強化  製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、セキュリティチェック等警備体制を維持・強化するとともに、内外の情勢の変化に応じた体制の見直しを行う。  警備に関する計画を着実に実施し、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備体制を維持・強化するとともに、内外の情勢の変化に応じた警備体制の見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	(6) 警備体制の維持・強化  警備に関する計画を着実に実施し、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備体制を維持・強化するとともに、内外の情勢の変化に応じた警備体制の見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	<その他の指標> ○警備に関する計画の着実な実施及び見直し  <その他の指標> ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応	<主要な業務実績>  警備体制の維持・強化については、貨幣製造等を担う造幣局において最重要課題の一つであるとの認識の下、「造幣局警備基本計画」に基づき、以下の取組を実施した。  ・令和4年5月及び令和5年3月に警備方針検討会議を開催し、警備体制の構築状況等について情報共有を図ったほか、警備のあり方について検討した。 ・中長期的視点に基づき、警備要員の育成・確保について検討を行い、非常勤警備職員を常勤警備職員として採用した。  外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、構内に不審者等が侵入した場合を想定したシミュレーション訓練や水害発生訓練、火災予防・応急救護訓練、警戒装置故障訓練を実施し、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図るなど、警備体制の維持・強化を図った。	<評定と根拠>  評定：B  「造幣局警備基本計画」に基づき、警備方針検討会議を開催した上、警備体制の構築状況等の情報共有を図りつつ、警備のあり方について議論したほか、構内に不審者等が侵入した場合を想定したシミュレーション訓練や水害発生訓練、火災予防・応急救護訓練、警戒装置故障訓練を実施し、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図るなど、警備体制の維持・強化を図った。  以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	評定 B  <評価の視点> 警備に関する計画を策定し、警備体制の維持・強化が図られたか。  <評価に至った理由> 造幣局警備基本計画に基づき、警備方針検討会議を開催し、警備体制の構築状況等について情報共有を図るなど、当該計画に基づく取組を着実に実施している。また、構内に不審者等が侵入した場合を想定したシミュレーション訓練などを実施しており、突発的な事件事故に対する対応能力の維持・向上に努めている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。				

4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報											
VII-2	人事管理										
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—								
2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
人事管理運営方針の策定の有無	人事管理運営方針の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り					
研修計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り					
研修計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%	100%	100%					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価				
			業務実績		自己評価						
2. 人事管理  組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、造幣局が有する技術の伝承が確實に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。  また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。	2. 人事管理  安定的に組織運営を行っていくため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき、計画的かつ着実に優秀な人材の確保や、業務の特殊性に配慮しつつ、引き続き障害者の雇用に努めるとともに、造幣局が有する技術を確実に維持・継承するための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。  また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ労働時間の適切な管理等を行うことにより、働き方の見直しに取り組むとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に	<主な定量的指標> ○人事管理運営方針の策定の有無  <その他の指標> ○計画的かつ着実な人材確保、人材育成	<主要な業務実績> 1. 人事管理運営方針の策定 令和4年度事業計画、国の令和4年度における人事管理運営方針等を踏まえ、適正な人事管理に資するよう令和4年6月に「令和4年度人事管理運営方針」を策定した。 人事管理運営方針に基づき、以下のとおり具体的な取組を行った。  2. 人材の確保 安定的に組織運営を行っていくため、計画的かつ着実に優秀な人材を確保するよう総合職及び一般職の採用に当たっては、以下の措置を講じ、造幣局での職務内容等の周知に努め、造幣局での勤務を志望する者の中から面接を重視した人物本位の採用を行った。 ・造幣局ホームページにおいて、業務説明会の実施や工場見学の案内を掲載し、積極的にPRすることで、多くの国家公務員志望者の参加を促した。 ・人事院が主催する各府省参加型の説明会に参加したほか、造幣局においても国家公務員志望者向けに業務説明会を実施した。 ・資格取得専門学校等が主催する国家公務員試験受験予	<評定と根拠> 評定：B  人事管理運営方針を策定したうえ、当該方針に基づき、人材の確保や人事配置を確実に行っている。  人材の確保については、造幣局での職務内容等の周知に努め、面接を重視した人物本位の採用を行い、令和5年度期初においては、総合職及び一般職10人、工芸職1人、技能職11人の計22人を採用し、業務の効率性や業務量、技能伝承等の状況、将来の職員の年齢構成等を総合的に勘案しながら、配置先を決定した。	評定 B  <評価の視点> 計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。 計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。  <評価に至った理由> 策定した人事管理運営方針に基づき、人事院が主催する官庁合同業務説明会や、資格取得専門学校が主催する国家公務員志望者向け業務説明会等に参加しているほか、技能職の採用に当たっては、受験希望者に応募前の職場見学会を開催するなど、優秀な人材の確保に努めている。 また、人員の配置に際しては、外部専門家による研修を実施し、身上把握方法等に関するスキルアップを図るとともに、貨幣や勲章、金属工芸品の製造等に必要な技能継承に留意しつつ、能力及び実績に基づいた人事管理の徹底に努めている。 人材の育成については、工芸部門における技能研修等を実施し、着実に取り組んでいる。						

<p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>基づき策定した一般事業主行動計画を確実に実施します。</p> <p>さらに、職員の資質向上を図るため研修計画を策定し、研修を確実に実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰、評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>	<p>定者を対象に実施する業務説明会に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若手職員のコメント等を中心に構成した採用案内パンフレットを、上記のイベントにおいて活用し、国家公務員志望者に対して当局の魅力を伝えた。</li> </ul> <p>技能職の採用に当たっては、以下の措置を講じ、優秀な人材の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>求人票を早期に受験希望者が在学する学校等に発送した。</li> <li>受験希望者に応募前の職場見学会を開催した。</li> </ul> <p>上記の取組により、令和5年度期初においては、総合職及び一般職10人、工芸職1人、技能職11人の計22人を採用し、業務の効率性や業務量、技能伝承等の状況、将来の職員の年齢構成等を総合的に勘案しながら、配置先を決定した。</p> <p>(参考) 令和5年4月1日付採用状況</p> <table border="1" data-bbox="1270 965 1953 1257"> <thead> <tr> <th>試験等区分</th><th>採用人員(人)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合職</td><td>1(0)</td><td rowspan="2">試験採用</td></tr> <tr> <td>一般職</td><td>9(4)</td></tr> <tr> <td>工芸職</td><td>1(0)</td><td rowspan="3">選考採用</td></tr> <tr> <td>技能職</td><td>11(1)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>22(5)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) 内書は女性</p> <p>また、障害者の雇用を促進するため、業務の特殊性に配慮しつつ、就労可能な職場の検討を行った。</p> <p>(参考) 障害者雇用率(令和4年6月1日現在) 2.9 6% (法定雇用率2.6%)</p> <p>3. 人事配置・人事管理 (1) 人事配置</p> <p>人事配置に当たっては、職員の育成等を考慮しつつ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を基本に、必要な技術や技能の継承に留意した上で、業務の繁閑や業務の質・量に応じて柔軟に対応できるよう職員を配置</p>	試験等区分	採用人員(人)	備考	総合職	1(0)	試験採用	一般職	9(4)	工芸職	1(0)	選考採用	技能職	11(1)	合計	22(5)	<p>また、人事配置に当たっては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を基本に、業務の繁閑や業務の質・量に応じて柔軟に対応できるよう職員を配置するとともに、管理者による部下職員への身上把握を実施する際は、より丁寧に部下職員の身上把握を行うよう要請し、面談等において気付いた職員の異変については、管理者間で情報を共有している。</p> <p>働き方の見直しについては、労働時間の適切な管理を行うため、職員に定時退庁を促すとともに、引き続き、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等のための取組を実施するとともに、当該取組のフォローアップを行った。女性職員の活躍については、独立行政法人造幣局行動計画の内容に沿った取組を確実に実施している。</p> <p>研修については、令和4年度の研修計画を策定し、新規採用職員研修等の階層別研修や工芸部門総合技能研修等を研修計画に沿い確實に実施し、スキルアップを図った職員が職務に精励した結果、令和4年度において多くの表彰を受賞し</p>	<p>なお、これらの取組の成果として、令和4年度においても「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫労者賞」など数多くの表彰を受賞したことは評価できる。</p> <p>さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画において設定した新規採用者の女性割合についても達成している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
試験等区分	採用人員(人)	備考																	
総合職	1(0)	試験採用																	
一般職	9(4)																		
工芸職	1(0)	選考採用																	
技能職	11(1)																		
合計	22(5)																		

		<p>したほか、将来を担う若手職員の育成強化及び中堅職員の政策立案能力強化の観点から、財務省との人事交流を実施した。</p> <p>(2) 人事管理</p> <p>令和2年度に「一般職・研究職の育成方針」、令和3年度に「技能職の育成方針」を策定したところであるが、適切な人事管理を行うためには、管理者が部下職員の身上を丁寧に把握し、また、職員の異変があれば、管理者間で適切に共有し必要な対応を進めていくことが重要である。このため、管理者による丁寧な身上把握の実施を徹底したほか、身上把握方法等に関する外部専門家による研修を実施することにより、そのスキルアップを進めた。また、首席監察官による非常勤職員を含めた一般職員との面談を実施し、その結果に関しても、厳正な管理の下、必要に応じて人事管理に適切に活用する方策を講じた。</p> <p>4. 働き方の見直し</p> <p>(1) 働き方改革に係る取組</p> <p>政府が進めている働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、令和4年4月に「超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等のための取組について」を周知したうえ、労働時間の適切な管理を徹底したほか、毎週水曜日の定時退庁日に加え、毎月19日は育児の日として、幹部職員が巡回指導するなどして職員に定時退庁を促す取組を行うとともに、これらの取組のフォローアップを行った。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組</p> <p>令和4年度においては、人との接触による感染リスクを低減するため、時差出勤の時間帯の拡大や公共交通機関を利用して通勤者に対して自家用車による通勤への変更を承認したほか、在宅勤務を実施した。</p> <p>5. 女性職員の活躍</p> <p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画において設定した目標を達成するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性を対象とした国家公務員試験受験者向け業務説明</li> </ul>	<p>たことは高く評価できる。また、業務改善活動を職員に奨励し、発表会の開催等を行うことにより、職員の業務意欲の高揚を図っている。</p> <p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--

		<p>施</p> <p>会を開催し、女性が活躍できる職場であることについてアピールした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手・中堅職員を対象に、男女が共に活躍出来るキャリア形成についての意識向上に資する研修を実施した。</li> </ul> <p>このような取組を行った結果、採用者に占める女性の割合については、計画期間の2年度目となる令和4年度までの実績は46%となり、計画期間の目標である35%を上回った。</p> <p>また、管理職のうち女性の占める割合については、4.4%（令和5年3月31日現在）に留まったが、令和2年度及び3年度に策定した育成方針に基づき、幅広い職務経験を積ませることにより、将来の管理職登用候補者の育成に努めるなど、管理職のうち女性の占める割合が向上するよう取り組んでいる。</p> <p>(注) 一般事業主行動計画 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とし、以下の目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用者に占める女性に割合について、計画期間（5年間）の平均で35%以上とする。</li> <li>・管理職のうち女性の占める職員の割合について、令和7年度末までに現状の倍を目指し6%以上とする。</li> </ul> <p>6. 研修計画の策定等 前年度の研修実績の評価及び研修内容の質の向上等を図ることを目的として行った人材育成会議での議論等を踏まえ、「令和4年度研修計画」を、令和4年3月に策定し、新規採用職員研修等の階層別研修や工芸部門総合技能研修等を研修計画に沿い確実に実施した。</p> <p>また、職務上必要な特定の技能及び知識を習得し、資質の向上を図ることを目的として、外部機関が主催する人事労務管理、広報、財務・経理等の実務研修への参加やコンプライアンス、情報システム及びISOに関する研修等を引き続き実施して、必要な知識の習得及び技能の向上を図った。</p> <p>なお、企業派遣研修については、受入企業の協力が得られた場合に実施することとしていたが、新型コロナウィルス感染症の影響により、実施を見送ることとした。</p>	
--	--	--	--

このようにスキルアップを図った職員が職務に精励した結果、「卓越した技能者表彰（現代の名工）」を3人（令和4年11月）が受賞するなど、令和4年度においても、各方面から高い評価が得られた。

その他にも、次のとおり多くの職員が表彰を受賞した。

- ①「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」  
5人（令和4年4月）
- ②「優良クレーン運転士等（クレーン等運転士）表彰」  
1人（令和4年5月）
- ③「日本分析化学会有功賞」  
1人（令和4年9月）
- ④「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」  
8人（令和4年11月）
- ⑤「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）」  
1人（令和4年11月）
- ⑥「彩の国優秀技能者表彰（埼玉の名工）」  
1人（令和4年11月）
- ⑦「広島県技能者表彰」  
1人（令和4年11月）
- ⑧「公益社団法人日本金属学会研究技能功労賞」  
1人（令和5年3月）

このほか、業務の効率化を推進するため、引き続き、QCサークル活動などの業務改善活動を職員に奨励するとともに、QCサークル活動発表会の開催、優れた業務改善を行った職員の表彰等を行うことで、職員の業務意欲の高揚を図った。なお、令和5年2月に開催されたQCサークル全国大会において、造幣局としては初めて「QCサークル感動賞」を受賞するとともに、同活動事例が「体験事例優秀賞」を受賞した。

(注1) QCサークル感動賞

QCサークル感動賞とは、QCサークル全国大会において全発表の中から、「自分たちもあのような活動がしたい」、「自分はあのような活動に共感できる」、「仲間に感動を与えるあのような活動をしてみたい」など共感と感動をうけた発表サークルを、参加者全員と講評者によって選出し、表彰するもの。

(注2) 体験事例優秀賞

体験事例優秀賞とは、QCサークル大会（全日本選抜QCサークル大会は除く。）で発表した体験事例の中か

		らQCサークル本部に推薦されたサークルに贈られる賞。推薦された事例は、模範的または特色ある活動を行っているQCサークルを表彰する「QCサークル石川馨賞」の候補となる。	
--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-3	施設及び設備に関する計画								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
—	3.施設及び設備に関する計画  令和4年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。  投資に当たっては、投資目的等について、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行います。  また、投資効果や進捗状況を適切に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。  ※施設及び設備に関する計画については、「令和4年度の業務実績に関する自己評価書」別紙7参照。		<主要な業務実績>  計画の策定に当たっては、投資金額5千万円以上の案件について、設備投資検証会議において、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価を実施し、当該事後評価を踏まえたうえで、理事会における審議を経て、令和4年度の計画を包含した「中期的な施設・設備投資計画(基本方針)」を策定した。  設備投資の実施に当たっては、1件1億円以上の案件について、理事会において投資の必要性、金額、投資効果等について事前審議するとともに、設備投資の実施に当たっては、設備投資検証会議において、事前に実施した理事会での検討結果に沿ったものとなっているか検証のうえ実行した。  また、令和4年度に実施した投資金額5千万円以上の案件については、令和5年2月の設備投資検証会議において、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価を実施した。  令和4年度における設備投資額は、計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、さらに投資時期の変更や投資を取りやめたこと、実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたこと等が要因となり、当初計画3,434百万円に対して、実績は2,169百万円となり、その差は1,265百万円となった。	<評定と根拠>  評定:B  設備投資計画については、設備投資検証会議における事後評価の結果を踏まえて策定し、計画の実施に当たっては、理事会における審議や設備投資検証会議における検証を行った。また、投資実績については、業務実績報告において情報開示を行った。  設備投資額は、当初計画3,434百万円に対して実績は2,169百万円となり、その差は1,265百万円となったが、これは主に計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、翌年度に繰越又は取りやめしたこと、実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額	評定 B  <評価の視点>  計画的な設備投資及び事前・事後の審査を適切に行なったか。  <評価に至った理由>  計画の策定に当たっては、基準額以上の投資案件について、理事会による事前審議が行われるとともに設備投資検証会議において事後検証が行われ、検証結果については次期の設備投資計画に反映されるなど、PDCAサイクルが適切に機能している。  なお、令和4年度の設備投資計画の実績は2,169百万円と計画額に比べ1,265百万円減少しているが、これは計画の実行段階において投資時期を精査・検証したことや、契約差金等によるものであり、効率的な投資が行われていると認められる。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。				

			と実行額に差異が生じたことが要因であり、適切であったものと認められる。	
			以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	
			<課題と対応> 特になし。	

#### 4. その他参考情報

令和4年度における設備投資額は、当初計画3, 434百万円に対して実績は2, 169百万円であった。

なお、計画と実績の差1, 265百万円の内訳は以下のとおりである。

①計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、翌年度に繰越又は取りやめたもの

配電設備その他修理工事	△95百万円
宿舎外壁及び屋根（南宿舎B、C棟）改修工事	△94百万円
熱間圧延機（ミル圧下駆動装置）	△90百万円
等、合計39件	△1,180百万円

②当初計画にはなく、追加で実施したもの

観覧者控室内外装改修工事	59百万円
成形設備（インバータ修理）	30百万円
成形設備（選別機等）修理	21百万円
等、合計28件	266百万円

③支払時期が翌年度にずれ込んだもの

該当なし

④実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたもの

照明設備（貨幣極印棟・研究棟等）改修工事	△45百万円
浸水対策工事	△30百万円
印面自動研磨機	△20百万円
等、合計75件	△351百万円

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-4	保有資産の見直し								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政 事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
売却代金に係る国庫納付				○					
3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価				
3. 保有資産の見直し  保有資産については、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。	4. 保有資産の見直し  造幣局が保有する資産については、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。	<その他の指標> ○保有資産の不断の見直し	<主要な業務実績>  令和4年9月に保有資産の見直しに関する調査を行ったが、不要財産の国庫納付による国庫への貢献を図る資産はなかった。	<評定と根拠>  評定：B  保有資産の見直しに関する調査を行ったが、不要財産の国庫納付による国庫への貢献を図る資産はないことを確認した。  以上のことから、「保有資産の見直し」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応>  特になし。	評定 B  <評価の視点>  保有資産の見直しが計画的に確実に行われたか。  <評価に至った理由>  効率的な業務運営が担保されるよう、令和4年度においても調査を実施し、保有資産の見直しが確実に行われている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。				
4.その他参考情報									
特になし。									

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報					
VII-5-(1)	労働安全の保持				
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
職場環境整備に資する計画の確実な実施	計画の確実な実施(%)	対計画100%	100%	100%	100%	100%			ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る。
重大な労働災害の発生件数	発生件数	0件	0件	0件	0件	0件			

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
4. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持  職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。	5. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持  造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスケアを含め、引き続き安全で働きやすい職場環境の整備に取り組みます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及	<主な定量的指標> ○職場環境整備に資する計画の策定の有無 ○職場環境整備に資する計画の確実な実施(%)、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る)	<主要な業務実績> 1. 職場環境整備の取組  令和4年度における職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、①不安全行動の撲滅による労働災害の発生防止、②相互の信頼による職場の一体感の醸成を重点取組事項として設定し、取組を行うこととした。  当該計画に基づき、より安全で働きやすい職場環境とするため、安全衛生委員会による職場巡視を、本局では74回(うち28回は各職場の作業を点検しリスクアセスメント活動のフォローアップを実施)、さいたま支局では12回、広島支局では12回実施した。  安全衛生教育の実施状況は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年4月に新規採用職員に安全衛生等教育を実施した。</li><li>・令和4年7月及び10月に特定化学物質作業主任者能力向上教育を実施した。</li><li>・令和4年8月に安全管理者に安全管理者能力向上教育を実施した。</li><li>・令和4年9月にフォークリフト運転業務従事者に安全衛生等教育を実施した。</li><li>・令和4年8月に安全管理者能力向上研修を実施した(本局)。</li><li>・本局内の工場において、重量物・軽量物運搬作業中の労働災害を想定</li></ul>	<評定と根拠> 評定:B  職場環境整備に資する計画として、職場巡視や安全衛生教育等について定めた「安全衛生に関する計画」を策定し、危険感受性向上教育、非定常な作業や突発的な作業に対するKY活動及びリスクアセスメント活動を積極的に取り組んだこと等により、重大な労働災害は発生しなかった。  休業4日以上の労働災害が1件発生したが、初動対応を適切に実施するとともに、事故の再発を防止すべ	評定 B  <評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。  <評価に至った理由> 策定した安全衛生に関する計画に基づき、職場巡視や安全衛生教育等を実施している。特に、安全衛生教育については、民間企業に設置されている安全道場を活用して安全衛生委員等が危険体感教育を受講するなど、積極的な取組が実施されている。また、危険予知活動やリスクアセスメント活動にも積極的に取り組み、労働災害の発生防止に努めている。  これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。  以上を踏まえ、本項目については事業	

	<p>び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に関する計画」を定め、当該計画に基づき安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、リスクアセスメント活動等を確実に実施することにより、重大な労働災害を発生させないよう取り組みます。</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重大な労働災害の発生件数（0件）</li> </ul> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一</p>	<p>した危険体感教育（危険感受性向上教育）、及びワイヤーロープへの指挾まれ疑似体験やVRを活用した危険体感教育を実施した（本局）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルハーネス型落下防止用具（安全帯）特別教育、フォークリフト特定自主検査者能力向上教育、自由研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育、及び低圧電気取扱業務従事者特別教育をそれぞれ受講した（さいたま支局）。</li> <li>・民間企業に設置されている安全道場において、安全衛生委員等が危険体感教育を受講した（さいたま支局）。</li> <li>・外部講師を招きリスクアセスメント研修を実施した（さいたま支局及び広島支局）。</li> <li>・広島支局に設置した危険体感設備（安全道場）において、危険体感訓練を実施した（本局、さいたま支局及び広島支局）。</li> <li>・VRを活用した危険体感訓練を実施した（広島支局）。</li> <li>・フォークリフト運転業務従事者に安全衛生教育を実施した（広島支局）。</li> <li>・玉掛け業務従事者に安全衛生教育を実施した（広島支局）。</li> </ul> <p>重点取組事項である不安全行動の撲滅による労働災害発生の防止については、各種能力向上教育を実施することで再教育の重要さを認識するとともに前年度に引き続き、各職場や安全衛生委員会におけるKY活動やリスクアセスメント活動を積極的に取り組むことにより、労働災害の発生防止に努めた。</p> <p>(注) KYT活動・KY活動</p> <p>KYTとは、危険予知訓練の略称。危険（K i k e n）のK、予知（Y o c h i）のY、訓練（T r a i n i n g）のTをとってKYTと呼ぶ。KYとは、危険予知の略称。危険（K i k e n）のK、予知（Y o c h i）のYをとってKYと呼ぶ。</p> <p>KYT活動とは、職場や作業の状況を描いたイラストなどを使い、職場や作業の状況のなかに潜む危険要因とそれが引き起こす事象を小集団で話し合い、危険のポイントやその対策を考える訓練を行う活動である。KY活動とは、KYT活動の業務での実践として、業務開始前に業務に潜む危険要因を想定し、その防止対策を立てることによって事故や労働災害を未然に防止する活動である。</p> <p>2. 労働災害の発生状況</p> <p>上記の取組により、令和4年度において、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う重大な労働災害は発生しなかった。しかしながら、休業4日以上の労働災害が1件発生した。</p> <p>休業4日以上の労働災害の概要は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧印機の極印を交換後、後退させていた圧印機部品を元の位置に戻</li> </ul>	<p>く対応策を講じている。</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---	--	--	--

	<p>時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>○労働災害の発生状況</p>	<p>す際、その部品付属のレバーが引っ掛けたためハンマーで叩いて解消しようとしたところ、その部品が急に動き出して右手人差し指を挟み骨折したもの（令和4年4月：広島支局、休業4日以上）。</p> <p>発生した労働災害については、被災の事実関係を把握するとともに、原因の究明と危険要因の洗い出しを実施し、再発防止に万全を期すこととした。具体的な対応は次のとおり。</p> <p>(1) 被災後の初動対応</p> <p>被災した職員に対しては、被災後直ちに診療所において応急処置を施したうえ、外部の医療機関において治療を受けさせた。</p> <p>また、職場において類似の事故が発生することを防止するため、労働災害の発生後直ちに事故の概要を各職場に周知するとともに臨時安全衛生委員会を開催し、安全衛生委員会により労働災害の発生現場に出向き、事故の状況等を共有、確認し、発生原因や再発防止等における意見交換を行った。</p> <p>(2) 再発防止に向けた取組の検討・実施</p> <p>労働災害が発生した職場において4M5E分析を用いて発生原因を明らかにし、講じるべき対策を検討した。その検討結果を踏まえた再発防止に向けた取組を安全衛生委員会で審議及び共有することにより、各職場に再発防止に向けた取組の水平展開を図った。</p> <p>(注) 4M5E分析</p> <p>4M5E分析とは、発生した事象について4M「Man」（人）、「Machine」（設備、機器）、「Media」（環境）、「Management」（管理）の視点から要因を抽出し、これらの要因に対して、5E「Education」（教育・訓練）、「Engineering」（技術・工学）、「Enforcement」（強化・徹底）、「Example」（模範・事例）、「Environment」（環境）の視点から対策を検討する原因対策対応式（マトリックス式）の分析手法である。</p> <p>(参考) 休業4日以上の労働災害の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件 (0件)</td><td>2件 (0件)</td><td>1件 (0件)</td><td>2件 (2件)</td><td>1件 (0件)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ( )内書は障害が残る災害。令和3年度に発生した2件の労働災害について、令和4年6月末時点では障害が残るか否かが確定していなかつたが、その後障害が残ることが確定した。</p>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	1件 (0件)	2件 (0件)	1件 (0件)	2件 (2件)	1件 (0件)	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度									
1件 (0件)	2件 (0件)	1件 (0件)	2件 (2件)	1件 (0件)									

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報									
VII-5-(2)	健康管理の充実								
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—						

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
定期健康診断の受診率	受診率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%			
健康管理に資する計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%	100%	100%			ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る。

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
(2) 健康管理の充実  健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員	(2) 健康管理の充実  健康管理に資する計画の策定の有無 定期健康診断の受診率(100%)  健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	<主な定量的指標>  ○健康管理に資する計画の策定の有無 <主な定量的指標> ○定期健康診断の受診率(100%)  <主な定量的指標> ○健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	<主要な業務実績>  令和4年度における健康管理に資する計画は、労働安全に資する計画と併せて「安全衛生に関する計画」として策定し、この中で、「相互の信頼による職場の一体感の醸成」を重点取組事項として設定し、以下の取組を行った。  1. 定期健康診断の実施  定期健康診断については、前年度に引き続き、全職員に対して健康診断を確実に実施し、その結果を通知することにより職員に健康管理の大切さを認識させるとともに、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施した。  2. 健康指導等の実施  健康指導・教育・メンタルヘルス対策の実施状況は、以下のとおり。 ・令和4年7月～9月に、全職員にチェックシートを配付することによるストレスチェックを実施した。メンタルヘルス不調を未然に防止するため、高ストレスと診断された職員に対しては申出により産業医等による面接指導を行った。また、集団集計結果に基づき、課室長を対象としたメンタルヘルス研修として、健康相談室医師による面談を実施した。 ・THPとして、本局においては、睡眠に関する健康的な生活に向けた保健指導の	<評定と根拠>  評定:B  健康管理に資する計画として、健康診断の実施等について定めた「安全衛生に関する計画」を策定し、職員の健康確保対策に取り組んだ結果、定期健康診断を全職員が受診し、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施している。  また、定期健康診断以外の「安全衛生に関する計画」で定めた、健康指導・教育・メンタルヘルス対策にも確實に取り組み、職員一人一人	評定 B  <評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。  <評価に至った理由> 策定した安全衛生に関する計画に基づき、定期健康診断やストレスチェックを全職員に対して実施したほか、有所見者に対しては保健指導や面接指導を実施するなど、個々の職員の状態に応じた健康管理の充実に取り組んでいる。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、各課室に対して、手洗い、アルコール消毒の徹底やマスク着用等の基本対策を指示するとともに、産業医、衛生管理者による職場巡回も行うことに加え、診療所において役職員に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や	

の心身両面の健康管理の充実を図る。	する計画で定めたメンタルヘルス対策に、確実に取り組みます。	<p>る項目に限る)</p> <p>機会と位置付け、小冊子「すぐに実践シリーズ やってみよう！コミュニケーションで安全・健康職場」、「すぐに実践シリーズ 働く人の快眠術 心とからだの健康は良い眠りから」及びアイマスクを職員に配付した。</p> <p>さいたま支局においては、外部講師によるメンタルコンディショニングセミナーを開催し、職員に受講させた。</p> <p>広島支局においては、「会社と社員を守る 新型コロナウイルス対応～感染者がでも慌てないために～」を職員に配付した。</p> <p>(参考) T H P（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）</p> <p>職場における労働者の心身両面の総合的な健康の保持増進のために、健康教育等の適切な措置を実施するものであり、当該措置の原則的な実施方法については厚生労働省が指針を定めている。</p> <p><b>3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組</b></p> <p>令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所において、役職員に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施するとともに、抗原検査等を実施した。</li> <li>・各課室に対して、手洗い、アルコール消毒の徹底やマスク着用等の基本対策を指示するとともに、発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応を周知した。</li> <li>・人との接触による感染リスクを低減するため、時差出勤の時間帯の拡大や公共交通機関を利用している通勤者に対して自家用車による通勤への変更を承認したほか、在宅勤務を実施した。</li> <li>・事務机等への飛沫防止パーテーションの設置や事務室等のレイアウトを変更した。</li> <li>・産業医、衛生管理者による職場巡回を行ったほか、安全衛生委員会による職場パトロールにおいて、各課室の新型コロナウイルス感染症対策の実施状況について点検した。</li> </ul>	<p>人に応じた健康管理に資するフォローアップを実施した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、役職員に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施するとともに、手洗いやマスク着用等の基本対策、在宅勤務を引き続き実施した。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	抗原検査を実施するなど、各種感染予防策を講じている。
-------------------	-------------------------------	--	---	----------------------------

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価
			業務実績			自己評価			
(3) 職務意識の向上・組織の活性化  役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	(3) 職務意識の向上・組織の活性化  役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	<その他の指標> ○役員間、役職員間、各部門間ににおける密なコミュニケーションの取組	<主要な業務実績>  職務に対する意識の向上及び活性化に向けて、以下の取組を実施した。 ・造幣局の運営に係る重要事項については、必要な都度理事会において審議したほか、幹部会を開催し、各部門から業務の進捗状況、課題等について報告し、情報共有を図った。 ・各部門においては、課題の解決等に向けて各部門の会議を開催したほか、幹部と現場の一層の意思疎通を図るため、幹部が現場部門における工程会議等に出席し、作業の進捗状況等について確認する等により、組織内における相互理解を深めるとともに、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 ・また、若手職員を対象とした勉強会を開催し、業務に関する知見等の共有を図った。 ・さらに、各部門の施策の進捗状況等について、理事長、理事及び各部門の長による意見交換会において、情報共有を図った。 なお、各種会議の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該会議の開催の必要性について検討したうえで開催するとともに、T.V会議システム等を積極的に活用した。 また、平成14年に制定された「造幣局の使命」について、創業150年を契機として、次の時代を見据えた造幣局の将来像を示すものにするため、「造幣局の組織理念」としてバージョンアップさせた。このバージョンアップに当たって、二度にわたり全職員から意見を募り、提出された意見を踏まえて策定した。	<評定と根拠> 評定：B  新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、理事会や各部門の会議等を通じて、役員間、役職員間、各部門間において密なコミュニケーションを図るとともに、業務の進捗状況、課題等に係る情報を共有することにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化が図れるよう取り組んだ。  また、「造幣局の使命」を、二度にわたり全職員から意見を募ったうえで「造幣局の組織理念」としてバージョンアップさせた。	<評定> 評定 B  <評価の視点> 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。  <評価に至った理由> 各部門等における業務の進捗状況や課題等については、幹部会において報告が行われるとともに、運営にかかる重要な事項については、必要な都度理事会において審議が実施されている。 また、各部門において課題の解決等に向けた会議を開催しているほか、現場部門における作業の進捗状況や課題を把握するために、現場部門の会議に幹部が出席するなど、役職員間において情報の共有化が図られるよう取り組んでいる。 さらに、平成14年に策定された「造幣局の使命」について、創業150年を契機として、全職員から意見を募ったうえで「造幣局の組織理念」としてバージョンアップさせ、職務意識の向上・組織の活性化に努めている。				

			<p>について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	--	---	---

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
VII-6	環境保全							
当該項目の重要度、難 度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—					

評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り			
環境保全計画の確実な実施 (%)	計画の確実な実施 (%)	対計画100%	100%	100%	100%	100%			
エネルギー消費原単位	通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程	過去5年 平均以下	2年度： 118.2k1原油/千㌧ 3年度： 118.1k1原油/千㌧ 4年度： 119.7k1原油/千㌧	122.2 k1原油/千㌧	126.0 k1原油/千㌧	133.0 k1原油/千㌧			
【参考】 エネルギー消費原単位	上記以外の工程	過去5年 平均以下	2年度： 317.2k1原油/千㌧ <sup>1</sup> 3年度： 323.3k1原油/千㌧ <sup>1</sup> 4年度： 329.3k1原油/千㌧ <sup>1</sup>	310.5 k1原油/千㌧	333.3 k1原油/千㌧	313.4 k1原油/千㌧			
再資源化可能な廃棄物の再資源化	再資源化可能な廃棄物の再資源化(%)	100%	100%	100%	100%	100%			
回収貨幣の再利用	回収貨幣の再利用 (%)	100%	100%	100%	100%	100%			
返り材の再利用	返り材の再利用(%)	100%	100%	100%	100%	100%			

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
5.環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点からISO14001を着実に運用し、その認証を維持しま	6.環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、ISO14001を着実に運用し、その認証を維持しま	<主な定量的指標> ○環境保全計画の策定の有無 ○環境保全計画の確実な実施（対	<主要な業務実績> 1.環境保全への取組 令和4年3月に「令和4年度環境保全計画」を策定し、計画に基づき、環境関連法令等の遵守、国際規格であるISO14001の認証による環境マネジメントシステムの運用・維持等に取り組み、計画を確實に実施し	<評定と根拠> 評定：B 令和4年度環境保全計画を策定し、計画に基づく環境マネジメントシステムの運用・維持等に取り組み、計画を確實に実施しているか。	評定 B <評価の視点> 環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。			

<p>ら、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持等を行うことにより、環境保全を図る。</p> <p>環境保全や資源の有効活用の観点から、国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を100%再利用します。また、事業活動の結果、排出される廃棄物のうち、再資源化可能な廃棄物の再資源化（100%）を取り組みます。</p> <p>さらに、新たに導入、又は更新する機器については、購入時に効率性の検証を行ったうえ、極力環境負荷の少ない省エネタイプとするなどの取組により、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位を過去5年平均以下に抑制するように努めるなど、使用光熱水量の削減等に取り組みます。</p>	<p>す。また、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえた省資源・省エネルギー対策の実施、公害防止などの環境保全に関する計画を定め、その実現に取り組むことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようになります。</p> <p>環境保全や資源の有効活用の観点から、国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を100%再利用します。また、事業活動の結果、排出される廃棄物のうち、再資源化可能な廃棄物の再資源化（100%）を取り組みます。</p> <p>さらに、新たに導入、又は更新する機器については、購入時に効率性の検証を行ったうえ、極力環境負荷の少ない省エネタイプとするなどの取組により、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位を過去5年平均以下に抑制するように努めるなど、使用光熱水量の削減等に取り組みます。</p>	<p>計画100%)</p>	<p>た。具体的には、法令に基づく大気・水質等の規制基準の遵守、廃棄物の適正処理、化学物質の使用量の把握、省エネに関する取組等を行い、環境保全と調和のとれた事業活動を行うよう努めたほか、「令和4年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等を調達するよう努めた。</p> <p>上記の環境保全計画に基づき、引き続き、新たに購入又は更新する機器については、消費電力が少ないLED照明器具や作業機器等、極力環境負荷の少ない省エネタイプを導入した。</p> <p><b>2. ISO14001認証の維持</b></p> <p>本支局において、ISO14001の規定に基づく環境マネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ。また、環境マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施し、さらに、環境マネジメントシステムの適切性・有効性等について検証を行うため、理事長をはじめ役員及び幹部職員による検証理事会を実施した。</p> <p>以上の活動を経て、令和4年11月に外部審査登録機関によるISO14001の定期審査を受審した結果、環境マネジメントシステムが規格要求事項に継続的に適合し、継続して有効であるとの判定を受けた。</p> <p><b>3. エネルギー消費原単位の抑制</b></p> <p>温室効果ガスの排出抑制のため、夏季及び冬季における省エネルギーの推進について方針を定め（令和4年4月及び11月）、冷暖房の使用期間や設定温度の管理の徹底、クールビズ及びウォームビズによる軽装及び防寒のための重ね着等を励行する等、造幣局全体のエネルギー消費原単位の改善に取り組んだものの、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程のエネルギー消費原単位は133.0k1原油/千トンとなり、過去5年の平均値119.7k1原油/千トンと比して11.1%増となった。</p> <p>エネルギー消費原単位は、エネルギー消費量を生産数量で除して算出しているところ、令和4年度におけるエネルギー消費量が6.6%減少しているのに比して、生産数量が15.9%減少したことによるものである。</p> <p>令和4年度における生産数量が過去5年平均に比して15.9%減少したのは、令和4年度の貨幣製造枚数が過去5年に比べて大幅に減少したことが主な要因である。製造に直接用いる設備に関しては貨幣製造枚数の減少に応じてエネルギー消費量も減少するが、空調やOA機器等の生産量にかかわらず一定のエネルギー消費するものがある。この生産量にかかわらず一定のエネルギーを消費する部分が、生産量が減少した場合のエネルギー消費原単位の上振れ要因となっている。</p>	<p>いて環境保全に取り組んだ。</p> <p>また、新たに購入又は更新する機器については、環境負荷の少ない省エネタイプを導入するとともに、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001について、認証を維持することは評価できる。</p> <p>通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位の改善については、冷暖房の使用期間や設定温度の管理の徹底等によるエネルギー使用量の抑制に取り組んだものの、貨幣製造枚数が大幅に減少したことによりエネルギー効率が低下したため、目標である過去5年の平均値を上回った。</p> <p>更なる省エネルギー活動への取組を推進するため、省エネ活動表彰制度を設置し、優れた事例を表彰した。</p> <p>国の地球温暖化対策計画において二酸化炭素排出量の削減が求められていることを鑑み、エネルギー使用量の多い製造工程のエネルギーの使用状況の現状把握等を行うための省エネ診断を実施した。</p>	<p>＜評価に至った理由＞</p> <p>策定した環境保全計画に基づき、法令による大気及び水質等に係る規制基準の遵守や環境負荷の少ない機器の導入等を実施し、環境保全と調和のとれた事業活動に努めている。</p> <p>エネルギー消費原単位については目標を達成していないが、これは、令和4年度における生産数量が前年度と比較して大幅に減少したため、エネルギー効率が低下したことによるものである。</p> <p>国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材の再利用が確実に実施されているほか、廃棄物の再資源化についても目標を達成している。</p> <p>また、環境マネジメントシステムの有効性等を改善する観点から内部監査を実施するとともに、理事長を含めた役員等による検証理事会を開催するなどの取組を推進した結果、ISO14001の定期検査において継続して有効である旨の判定を受けたことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目について全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とする。</p>
--	---	----------------	---	---	---

(参考) 通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位の改善状況

区分	基準値 (過去5年の平均値)	4年度 実績値	増減率
エネルギー消費量 (k1 原油)	4,974.65	4,646.58	6.6%減少
生産数量(トン)	41,545	34,931	15.9%減少
エネルギー消費原単位 (k1 原油/千トン)	119.7	133.0	11.1%増加

また、令和4年度における通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程以外の工程のエネルギー消費原単位は、313.4 k1原油/千トンとなり、過去5年の平均値329.3 k1原油/千トンを下回っている。下回った主な要因は、1円アルミニウム回収貨幣の年間の鋳つぶし計画量が過去5年平均より多かったことによる生産数量の増加によるものである。

昨今の国際情勢の変化によるエネルギー価格高騰等を鑑み、更なる省エネルギー活動への取組を推進するため、省エネ活動表彰制度を設置し、各課室の取組報告の中から、今後も省エネ効果が継続し、更に水平展開効果が高いと考えられるもの（2席2件、3席3件）を表彰した。

国の地球温暖化対策計画において二酸化炭素排出量の削減が求められていることを鑑み、エネルギー使用量の多い製造工程のエネルギーの使用状況の現状把握等を行うため、広島支局溶解工程における省エネ診断を実施した。

令和4年度から令和6年度までのさいたま支局の電力調達について、RE100の要件を満たす再生可能エネルギー比率100%の電力の調達契約を締結した。

#### 4. 再資源化可能な廃棄物の再資源化

廃棄物のうち、廃プラスチック及び廃電化製品の一部、古機械、シュレッダー紙屑等の再資源化することが可能な廃棄物について、売却等により100%再資源化した。

#### 5. 回収貨幣等の再利用

国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を、新たに製造する貨幣の材料として100%再利用した。

再資源化可能な廃棄物の再資源化については、売却等による再資源化に努めた結果、100%となり目標を達成した。

回収貨幣及び返り材の再利用については、再利用に努めた結果、100%となり目標を達成した。

以上のことから、「環境保全」については、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位の目標は基準値を上回ったものの、令和4年度の貨幣製造枚数が過去5年に比べて大幅に減少したことによるものであり、エネルギーの効率的な使用に努めていると認められ、その他の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応>  
特になし。

#### <主な定量的指標>

- 再資源化可能な廃棄物の再資源化 (100%)

#### <主な定量的指標>

- 回収貨幣の再利用 (100%)
- 返り材の再利用 (100%)

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VII-7	積立金の使途								
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—					

  

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
			業務実績			自己評価			
—	7. 積立金の使途 「独立行政法人造幣局法」 (平成14年法律第40号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		<主要な業務実績> 剰余金の使途については、実績なし。 令和4年度末の利益剰余金は286.6億円で、そのうち積立金が276.0億円、令和4年度末の当期末処分利益が10.6億円である。			<評定と根拠> — <課題と対応> 特になし。		評定	—

  

4. その他参考情報									
特になし。									